

第一百二十六回

参議院通信委員会会議録 第十二号

平成五年六月一日(火曜日)
午後一時十二分開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

古川太三郎君

補欠選任

中村銳一君

出席者は左のとおり。

委員長

鶴岡洋君

理事

補欠選任

山下栄一君

野別隆俊君

岡野裕君

陣内孝雄君

及川一夫君

中村銳一君

岡利定君

加藤紀文君

片山虎之助君

沢田一精君

志村哲良君

中曾根弘文君

大森昭君

川橋幸子君

中尾則幸君

三重野栄子君

常松克安君

山下栄一君

鈴木栄治君

青島幸男君

政府委員

郵政大臣官房長

五十嵐達雄君

山口憲美君

江川晃正君

星野欣司君

河村悦孝君

伊藤哲雄君

閑根康文君

内閣総理大臣官房事務官

外務大臣官房外務事務官

外務省条約局法規課長

伊藤哲雄君

星野欣司君

河村悦孝君

閑根康文君

識のもとに、それぞれに発展を図っていきたいと考えているところでございます。そういう認識を我々は持つたのかなということを局長の御答弁でわかりました。

民保の場合も加入者の利益の保護とか福祉の増進ということが役割になると思いますけれども、今のお答えにありましたように、商品・サービスのあり方、資金運用のあり方、それから還元の形として商品・サービスと車の両輪をなすような加入者福祉のあり方ということを考えますと、民保にさらに強調されて国営事業の簡保に求められている要素というのは、公益性の非常に高い保険制度を全国あまねく山間僻地までやっていかれるということかと思いますので、こうした簡保の使命というのは、高齢化社会が進展するとか、経済環境が大きく変わるとか、そういう環境変化の中でさらにその使命がうまく發揮されますように今後ともぜひ御工夫いただきたいと思うわけでございまます。

そこで、まずやはり今一番懸念されておりますのが、日本の社会が二十一世紀初頭で迎えます超高齢化社会にうまくソフトランディングできるかということでございます。こういう観点から考えますと、保険の中でも国営事業の簡易保険の方に受け持っていたい役割といいますのは、個人年金の充実というところに加入者のニーズが強くなっているんじゃないかと思いますが、こうした個人年金の充実について今後どのように対応していくべきか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) おっしゃいますように、これから急速に進展していくます高齢化社会へ適切に対応していくというのが我が簡保事業の重要な使命、課題だらうと考えております。その中で、命、課題だらうと考えております。その中でも、ただいまおっしゃいましたような、とりわけ個人の自助努力への支援の一つとして年金というものがあるということは申すまでもないところでございまして、今後ともますます個人年金分野の

充実を図っていかなければいけないと考えているところでございます。そういう認識を我々は持っておりますから、個人年金につきましても種々いろいろな改善をここ数年来やつてしております。一つ二つだけ主なところを申し上げますと、例えば、年金の額を七十二万円からだいま現在九十万円にまで引き上げたということで、それはまだ十分かどうかは別として九十万円に引き上げたとすることが一つ、それから年金への加入年齢を三十から二十五歳に引き下げて入りやすくするとか、いろいろ幾つかのことを各年次ごとに一つ二つずつ積み重ねてきております。改善、工夫を行つてきております。

そういう意味で、先生がおっしゃいますように、今後とも常に国民、加入者のニーズの把握に努めながらきめの細かい個人年金商品の改善等について努力してまいりたいと考えております。

○川橋幸子君 そのようなプランをお持ちだと思います。そこで、ございますので、ぜひ個人年金の充実につきまして今後とも鋭意御努力いただきたいと思います。

年金全体の制度改革といいますのが多分二年ぐらいいというふうに報じられています。基礎年金部分プラス二階建で部分の年金、それをさらに、老後の生活につきましては個人の差が非常に大きいたい、あるいは価値観の差も非常に大きい、家族形態の差も非常に大きいとしますと、個人が公的年金プラス企業年金プラス個人年金で生活設計していく部分が非常に大きいかと思いますので、そうした年金額の引き上げ、それから開始年齢の引き下げ等基本的な部分に御努力いただきたいと思います。

それから、今後の簡保事業のあり方の報告書などを拝見いたしましたと、財テクという意味ではなくて、総合的な生涯設計に対するコンサルティングというものがものも訴えられておりましたので、そうしたきめ細かな御努力をお願いしたいと思います。

まず第一点、個人年金について伺わせていただきました。

その次にお伺いさせていただきたいのは、今回の法案改正にも関連いたします、資金運用の確実で有利で、なお公益性が高い資金運用をお願いするといいますか、御努力いただくということでござります。コマーシャルペーパーへの適用拡大の法案改正につきましては、先般の郵貯法の改正と軌を一にしているわけでございますが、郵貯と簡保が切磋琢磨して安全かつ有利なそういう運用をしていただければありがたいと思いまして、今回

の法案改正について、私は御要望申し上げまして、この改正を支持するものでございます。

さて、加えまして、資金運用なのでございますけれども、郵貯のときにもお伺いしたのですが、地域開拓といいましょうか、地域づくり、町づくりにその資金が有効に活用される、これが非常に求められているところでございます。郵貯の場合は自治体へもあるいは第三セクターへもまだ還元の道が開かれていませんこととございまして、先般、来年度予算ではぜひ御実現いただきたいと要望させていただきましたところですけれども、郵貯のときにもお伺いしたのですが、地域開連といいましょうか、地域づくり、町づくりにその資金が有効に活用される、これが非常に求められているところでございます。

○川橋幸子君 第三セクターといいますのは、地域開拓といいましょうか、地域づくり、町づくりにその資金が有効に活用される、これが非常に求められているところでございます。郵貯の場合も、簡保の融資先を拝見しましたところ、自治体本体には融資の道が開かれておりますが、第三セクターには簡保の場合でもまだということでございます。郵貯に比べますと簡保の方が、保険の方が加入者の利益還元ということで大蔵省から認められやすい、そういう事業ではないかと思いますので、まずは簡保が先頭を切って三セク融資の道を獲得してくださるようにお願いしたいと思いますが、今まで要求されてこれが認められていない理由というのは何なのでございましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 先ほど先生おっしゃいましたように、簡保の運用は安全と有利とそれから公共の利益、実はよく考えますと矛盾するのを調和的にやっていかなければならない仕組みになつておりますから、その中でも特に公共のお金でございますから我々は安全を非常に重要に考えているわけでございます。その点は酌みながらも、かつ世の中の実勢に応じて必要なところに資金が流れいくべきだと考えまして三セクへの要求な

どもしているわけでございますが、いろいろな事情、理由がありまして、結論的に三セクへの融資がまだ関係者間において意見が一致されていないところでございます。

そのいろいろな事情といいますのは、役所間の事情もありますからあればですが、あえて言いますと、一つには、安全という視点からいきますともう一つ届かないところがあると判断されているのではないかなどと考えております。

○川橋幸子君 第三セクターといいますのは、自治体へもあるいは第三セクターといいますか、企業体といいますか組織の活力を利用いたしますけれども、自治体レベルでも、あるいは国レベルを考えれば一番はつきり求められているというのではなく、官の責任というのがまた強く求められているそういう企業体といいますか組織でございますね。そういう中で第三セクターが安全性に欠けるというのはどういう論拠になるのでしょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三セクが安全に欠けておられるというふうに私は端的な言い方を申し上げておりますが、いろいろなほかの事情などもあってなかなか理解が得られていない中の一つに、簡保が現に提供しております財投などを通しての財投機関とか、ああいうところに比べますとちょっと違うという感じがやつぱり理解されていないんです。

○政府委員(江川晃正君) これまで先生おっしゃいましたように、簡保の運用は安全と有利とそれから来年度に向かいましても努力していくべきだと考えております。

○川橋幸子君 理解されていないことでございまして、客観的な御答弁でございまして、局長は理解しているけれども相手方が理解されていない、このように承りましたけれども、やはり首都圏近郊の町づくりというのは大変当初はお金もかかるものでございます。でも、町が成長し、そこに若夫婦が住み、子供ができ、そこで税収も上がりていく、町の展望を描きながらの三セクの仕事でございまして、ぜひそういうところを強く

御主張いただきまして、町づくり、地域へ貢献す

る簡保の役割というものを追求していただきたいと思ひます。

次の質問でございますが、これも商品・サービスの問題と資金運用の問題の両方に絡まる話だと思いますけれども、金融自由化の問題でございま

す。規制金利がことし六月で完了し、その他、流動性を含めまして預貯金金利の自由化が来年完了するというお話を貯金のときに伺いました。また、金利の自由化だけではなくて、金融制度の改革、自由化といいましょうか、銀行、証券とのいわゆる垣根の規制緩和というものがことし実現するわけでございます。あともう一つ、三段階ありますて、その第三フレーズにつきましては民間保険制度の改革というものが言われておりますて、大蔵省の保険審議会の方では報告が出されているわけでございます。

こうした流れに対して簡保の方ではどのように対応していかれるのか。それは民保としておやりになることであつて簡保の方は関係ないということなのか、あるいはあまねくベーシックなサービスを提供するという形で対応されていかれるのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) これは民保のことですから簡保には関係ないという態度では少しもございませんで、非常に重要な関係してくる、そう考えております。

先生御案内のように、大蔵省の保険審議会が昨年六月に保険に関する答申を出したわけでござりますが、その中身でいろいろ言われている中で簡保とともに直接関係してくるところを二点だけ申し上げますと、一つは、業態別の子会社方式で生損保等の相互参入をさせるようにしようということが一つございます。それともう一つ、現在でも第三分野と称しているのですが、傷害とか疾病とか介護というような分野における生損保の子会社ではなく本体でそれができるようにしていこうというような扱いがございます。これは生損保の世界でこう言つておられるわけですが、簡保に対しても

言つておられるわけではありません。

しかし、そういうことが生損保の中で行われるということは、いわば同業と申しますか、同じ産業を行つておられる我々としてはこれを他山の何とかと見ておられるわけではございませんで、そういうものができますと、言つてみれば保険市場においても競争は一段と激化されるものと考えて

います。この法律は平成六年に法案を提出されて、七年には自由化された体制を実現させようとしているように承知しておりますが、そういう時期に対して我々簡保としましても、国営・非営利と申しま

しょうか、今現にやつておられる事業として国民の自立場からこういう世の中全体に行われる金融自由化には積極的に的確に対応していくなければならない、そう考えておられるところです。

具体的には、金融自由化の動向を見きわめつても、高齢化的進展等に伴い多様化する国民の需要を踏まえまして、新しい商品とかサービスとかの開発、加入者福祉サービスの充実とか、資金運用制度の改善とか、事業運営の効率化等の推進等に一層努めていかなければならぬなど考えておられる次第でございます。

○川橋幸子君 別に民保がそうなるから簡保も頑張つてという意味ではなくて私申し上げているのでは希望するわけでござります。官民の保険制度が調和してうまく生活がさまざま変わっていくということは厚生行政の中でも大変研さんなさつたのではないかと思います。今おっしゃつてくださいましたように、確実で有利で福祉の増進に寄与する、こういう簡保を大臣のお力で御在任中にさらに一步進めてくださいますようにお願い申し上げたいと思います。

また局長への方の質問に入らせていただきたい

ございましたので、重ねて個人年金の方についても、今局長おっしゃいました高齢化に対応し、多様なニーズに対応する、そういうふうに御工夫いた

だいたいと思いますけれども、この後も質問は引き続きさせていただきますが、ここからひとつ、高齢化の進展ですか地域振興、金融自由化の進展、こういう環境変化に対しまして大臣の所信をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○國務大臣(小泉純一郎君) 簡易生命保険は、その目的が簡易に利用できるということ、これが非常に大事である。同時に確実なものでなくちゃならない。いろいろ金利自由化に向けて、また金融の自由化を控えて運用というのが難しくなると思いますが、有利性を求める余り安全確実性というものをおろそかにしては断じてならないという、そういう点に配慮しながら、できるだけ安い保険料で国民に提供していろいろ福祉の増進を図る、国民生活の向上を図る、この基本をやっぱりしっかりと守つて、できるだけ充実策を講じていく、それが私は必要だと思っております。

○川橋幸子君 厚生大臣も御経験の小泉大臣いらっしゃいます。高齢化社会とかあるいは個人の生活がさまざま変わっていくということは厚生行政の中でも大変研さんなさつたのではないかと思います。今おっしゃつてくださいましたように、確実で有利で福祉の増進に寄与する、こういう簡保を大臣のお力で御在任中にさらに一步進めてくださいますようにお願い申し上げたいと思います。

また局長への方の質問に入らせていただきたい

ポイントであつて、愛されている簡保の理由の一つではないか、大変大きな理由の一つではないか

と思うわけでございます。

これまでさまざまことをやつていらっしゃるわけでございますが、今回の法改正によりまして、加入者ホームですか保養所ですか、そういう箱物ではないソフトの事業への支援をなさ

ました。しかもそのソフトの事業の中で工夫されおりますが、予防とケアと健康づくりと三位一体でソフトの事業もお考えいただけるというこ

とだと思ひます。

厚生行政の中におきましても、医療と保健とケアというのは三位一体でこれから高齢化対策に寄与してほしいということでおられます。新しい事業展開だと私は理解させていただきたいと思います。しかしもそのソフトの事業の中で工夫されおりますが、予防とケアと健康づくりと三位一体でソフトの事業もお考えいただけるというこ

とだと思ひます。

アというのは三位一体でこれから高齢化対策に寄与してほしいということでおられます。新しい事業展開だと私は理解させていただきたいと思います。しかしもそのソフトの事業の中で工夫されおりますが、予防とケアと健康づくりと三位一体でソフトの事業もお考えいただけるというこ

とだと思ひます。

そういう意味で、今回の健康増進支援事業といふのは、加入者福祉という中でかなり自由に事業がセットされる、そういうメリットを生かされたのでしょうか、予防、ケア、健康づくり、これをドッキングしてソフトの事業に取り組んでいらっしゃるということでござります。そのように理解いたしましたので、この法案にも賛成でございましたけれども、今後この健康増進支援事業をどんなふうに展開していかれるのか、少し中期の展望を含めてお話しただければありがたいと思いま

す。

○政府委員(江川晃正君) 御理解いただきましてありがとうございます。

加入者福祉活動の一環としてのかんば健康増進

支援事業でございますが、およそこの簡易保険事業にとりまして、本来の保険給付サービスというものが一方にありますと、創業以来これは努めてまいたところでございますが、加入者福祉活動というのをもう一つの車輪としてやってきているわけでございます。その意味で今回のかんば健康増進支援事業というのは、アイデンティティーと先生おっしゃいましたが、国営事業の一つとしての大変重要な意義あるものだと考えて進めてまつておるところでございます。

今回の支援事業は、地域の独自性とか加入者の創意工夫というのを生かしたいろいろなプロジェクトというのが地元地元にあるわけでございます。民間の人たちにあるわけでございます。そういうふうに言わせていただきまして、先生おっしゃいました建物をつくるのをいわばハードな施策と呼ぶならば、これはそういう人たちのプロジェクトを支援するという意味でソフトないうふうに言わせていただきまして、そういうソフトな部分に、從来十分こだえ切れていたかったんではないかという部分に対しても、かかる幅広い加入者福祉サービスということになるのではないかと考えているところでございます。

そういうことでござりますから、本年度この法律を通じていただきまして実行に移りますと、これから加入者の皆さんとかプロジェクトに参加する皆さんの方のさまざまな意見とか御希望などにじかに触れることがたくさん出でまいりますから、そういうことを受けまして来年度以降もこの支援事業を大きく育てていまして、ちょっとと思い上がったことかもしれません、将来は第一のラジオ体操と言われるくらいの人口に脅威した、加入者の皆さんのためになるよい施策にしていきたいなと考えているところでございます。

○川橋幸子君 私もラジオ体操がそもそも郵政省のお仕事で始まつたというのを地方に行きましたときに初めて聞きまして、これはなかなか大した

事業なんだなということを実感したわけでございます。局長の心意気で、これはかんば括弧つきの第二のラジオ体操ということだと思いますが、時代に即した、予防、ケア、健康づくりをコーディネートしたようなパイロット事業として、ひとつ国民の間に後世にも残るような事業に発展させてくださいといつておるところでございます。

そこで、一つ私のアイディアでございますが、要望させていただきたいと思いますが、こんなことはいかがでございましょうか。

つまり、さまざまボランティア活動なり地域の自主的な活動それを活性化するには行政は口を出さないで金を出すことが一つのキーポイントだと言われております。私も自治体に出てみてようくわかりました。よい意味で指導しているつもりなんでしょうけれども、やり方について意欲をそぐというようなこともございまして、実態を見る

と、金は出しても口は出さないということが肝要なことなんだなと思います。ということで、今回は募集されて、あるいは審査されて交付される、こういう手順を踏まれると思いますが、それが何を意味するか、予算に計上されているお金を出していただく。

○政府委員(江川晃正君) 行政の先輩である先生が、行政の経験も取り入れながらのアイデアの御提供で、ありがとうございます。なるほどなと思ひます。つまりは、成果について地域で発表する場を設けるというのは、おっしゃいますように自分の意見を言える場を設けるわけでございますから、参加意欲というのはその次にすごく増すものだらうなということはよく理解できます。そういうふうなことも御指摘のとおりでございまして、アフターケアの一つとしておもしろい施策だなとお伺いいたしました。

いずれにしましても、本年実行してまいりますと、我々頭の中で、机の上で考えていたよりはもう具体的に、事実に即したいろいろな知恵や言葉やアイデアが何えるんじゃないかな、そういうことを考えておりますと、今後のそうした箱を刺激するようになりますかのうな感じがいたしております。経験的にそう思います。

どんなふうに意欲を喚起するかということでござりますけれども、やられた活動をやりつ放し、やつていらっしゃる方々の自主的な意欲というのを刺激するようになりますかのうな感じがいたしております。経験的にそう思います。

しかし、その後豊かな社会が到来してみると、そうした保養所というのをどういう地域に配置するのが適当かという、そういうことも考えるわけになります。全国八十カ所の保養所でございます。全国八十カ所の保養所でございます。老朽化施設も多いような感じがいたしております。時代のニーズには適合したのではないかと思ひます。

さて、ソフトの事業、第二のラジオ体操ぐらいにまで発展する、そういう事業にしていただきたいと思いますが、一方では、やはり箱物についても今のままで十分ということではないのではないかと思つております。もう箱物を卒業してもよい

事業なんだなということを実感したわけでございます。局長の心意気で、これはかんば括弧つきの第二のラジオ体操ということだと思いますが、時代に即した、予防、ケア、健康づくりをコーディネートしたようなパイロット事業として、ひとつ国民の間に後世にも残るような事業に発展させてくださいといつておるところでございます。

そこで、一つ私のアイディアでございますが、要望させていただきたいと思いますが、こんなことはいかがでございましょうか。

つまり、さまざまボランティア活動なり地域の自主的な活動それを活性化するには行政は口を出さないで金を出すことが一つのキーポイントだと言われております。私も自治体に出てみてようくわかりました。よい意味で指導しているつもりなんでしょうけれども、やり方について意欲をそぐというようなこともございまして、実態を見る

と、金は出しても口は出さないということが肝要なことなんだなと思います。ということで、今回は募集されて、あるいは審査されて交付される、こういう手順を踏まれると思いますが、それが何を意味するか、予算に計上されているお金を出していただく。

○政府委員(江川晃正君) 行政の先輩である先生が、行政の経験も取り入れながらのアイデアの御提供で、ありがとうございます。なるほどなと思ひます。つまりは、成果について地域で発表する場を設けるというのは、おっしゃいますように自分の意見を言える場を設けるわけでございますから、参加意欲というのはその次にすごく増すものだらうなということはよく理解できます。そういうふうなことも御指摘のとおりでございまして、アフターケアの一つとしておもしろい施策だなとお伺いいたしました。

いずれにしましても、本年実行してまいりますと、我々頭の中で、机の上で考えていたよりはもう具体的に、事実に即したいろいろな知恵や言葉やアイデアが何えるんじゃないかな、そういうことを考えておりますと、今後のそうした箱を刺激するようになりますかのうな感じがいたしております。経験的にそう思います。

しかし、その後豊かな社会が到来してみると、そうした保養所というのをどういう地域に配置するのが適当かという、そういうことも考えるわけになります。全国八十カ所の保養所でございます。老朽化施設も多いような感じがいたしております。時代のニーズには適合したのではないかと思ひます。

さて、ソフトの事業、第二のラジオ体操ぐらいにまで発展する、そういう事業にしていただきたいと思いますが、一方では、やはり箱物についても今のままで十分ということではないのではないかと思つております。もう箱物を卒業してもよい

易保険事業の現状と展望について二、三お伺いいたします。

去る五月十二日の新聞によりますと、生命保険協会は、民間生保は平成四年四月から本年一月末までの国内生保二十七社の新規契約高が前年同期に比べて四・三%減、これは通年で前年度を下回るのは八年ぶりだと伝えております。

もう一つのジャンルが生存保険金付養老保険という商品でございまして、これが八十三万件とれまして、昨年に比較して二五%弱の増加になつております。これも実は商品内容を昨年充実させております。細かいことは省略いたしますが、生前一時払いというのがあるわけですが、今までは、それをもらいますと、例えば五十万円もらいますと、満期になつてもらう保険金から五十万円を引かれる仕組みだったわけです。ところが、この改善によりまして、幾ら五十万円もらつても満期の何百万円は変わらないというふうに改正したわけ

であります。もちろんちょっと保険料は高くなる
わけでございますが、そういうふうな改善をしま
した結果かと思いますがその商品が伸びた。この
二つが非常に伸びた商品でございます。
そのほかの商品は、比較的のそここの数字で去
年からことしにかけて売れたという状況でござい
ます。

○三重野栄子君 大変商品の研究とともに努力をされていました。

次に、平成四年度の収支決算の見通しについてお伺いしたいわけですけれども、平成四年度の簡易保険事業は、今伺いましたように、新契約の増加あるいは死亡率の安定的推移及び事業經營の効率化(並びに運営の合理化)等で、やはり元年の既定割合を上回る結果となりました。

率が逆に高くなる一方で、やむを得ない年金料の影響を受けて運用収入が低下をしているんじゃないのか。対前年度比八・三%減ということで、約一兆三百億円の剩余金を四月一日から加入者に分配したということを伺っておりますけれども、この経過

の説明と、それから平成四年度の決算の見通しについて、現時点ではかる程度御説明をいただきたいと存思ります。

○政府委員(江川晃正君) 決算につきましては、まことに申しわけございませんが、現在取りまとめ中でございますので申し上げられる具体的な数値というのを持ち合わせていないところでございますが、こういうことは言えようかと思います。一つは、新契約販売がおおむね順調に、先ほど申しましたような状態で推移したことでございま

すから、保険料収入は着実に増加したと言えます。

二つ目のところは、しかしというのがありますて、先生おっしゃいましたように最近金利の低下がございますから、運用利回りというのは低下する。

そういう意味で、決算上の剰余金というのは、はこれまた確かにここでござります。

まだ先ほど来申しましたように出ではおりませんが、昨年度が一兆一千億余円でございましたが、その上げと下げとの両方込みにして考えますと、本年度もはほんとんぐらいいになるんじゃないかなというふうに予測しているところでござります。

に進む高齢化というのを最近は要言葉になるわけですが、ございますけれども、国民の福祉の増進とニーズの多様化によりまして簡易保険事業に対する期待と要望が大変大きくなるばかりでござります。

一方では、金融自由化、国際化に伴う内外の金融資本市場の拡大、それから運用手法の多様化等によって収益機会が拡大するけれども、しかし運用

にはやはりリスクが増大していくということを考えなくちゃならないというふうに思うわけです。

そこで、経営効率を高めるというのは、何といつてもニーズに合った商品ということが命だろうと思うわけでございます。先ほど伺いました、

平成四年の新契約増はありましたけれども、特約の方を見てみますと、最近五カ年の特約の新契約状況は件数、金額ともにほぼ横ばいのように見えています。

ところで、昨年法律が成立いたしまして七つの特約が本年四月から改善実施されているようですが、さいますけれども、この点について、まだ二ヶ月

で集約ができないかと思いますが、この状況はいかがでございましょうか。

昭和四十四年から特約が販売できるようになったわけでございますが、さらにこれの多様化とか

六

から見ましても、国民的視点に立った場合はこの簡保事業というのは大変有意義に使われていて申しましようか、存在しているというふうに思うわけでございます。そういう意味では、迫り来る高齢化社会の中ではこれは必要な国営事業であろうというふうに思うわけでございますが、大臣、二十一世紀を展望いたしまして、担当大臣としてのこの簡保事業に対する所信などお伺いしたいのでございます。

○國務大臣(小泉純一郎君) 高齢化社会を迎えるに当たつて、それぞれが自助努力といいますか、老後に備えていろいろ商品が今国民の前に提示さ

れております。そこで、簡易保険もその自助努力を担う一翼として大変重要な位置を占めています。できるだけ安い保険料で国民に利用してもら

う、これが簡保の特徴でありますので、民間保険と相協調しながら、お互いそれぞれの役割を自覚しながら充実させていくよう努力する必要がある

と思っております。

○三重野栄子君 今大臣がおっしゃいましたよう

に、民間保険とタイアップしながら、いろいろ相

補いながら、国営事業としての簡易保険がますま

す国民のニーズに合った方向に頑張っていただきたいということを強く要望するところでございま

す。

そこで、簡保法の一部を改正する法律案の育英

年金付学資保険について、少し細かくなるかと思

いますけれどもお尋ねしたいと思います。

育英年金付学資保険は今までの学資保険の制度

の改善と思われますけれども、その趣旨並びに一

般の養老保険や從来の学資保険と比べて加入者の

側からどのようなメリットがあるか、その特徴に

ついてお伺いしたいと思います。メリットが多くなると一方では保険料が高くなるのではないかと

いう心配もあるわけでございますけれども、払込料と受取額の総計といいましょうか、そういうこ

とについて幾つか例題を挙げながら御説明いただければ幸いです。

○政府委員(江川晃正君) 初めに育英年金付学資

保険の特徴、メリットについて触れさせていただきます。

順を追つて申し上げますが、まず一番最初の基

礎として一般養老保険というのがございます。こ

れは満期のときに満期保険が出ます。それが一点。

もう一つは、被保険者が亡くなつたときには死亡

保険が出ます。この二点が大原則でございます。

学資保険はそれに一步加えまして、学資保険の構造は生まれた〇歳の子供に対して父親が掛け

る、こういう構造でございますが、この父親が死

ぬとします。保険をかける人です。そうしますと、

学資保険が十八歳で終わるとしますと、今から十

八歳までの間は一切保険料を支払う必要がなくな

ります。しかし、十八歳になつたらばちゃんとそ

の子には保険金五百万円を支払います。これが学

資保険でございます。

今度の年金付学資保険と申しますのは、さらに

そこで掛け払い込む必要がなくなるのみではなく

くで、残りの十八歳までの間は毎年年金を出して

あげます、そこがつけ加わることになります。こ

れが新しいわけです。

そこで掛け払い込む必要がなくなるのみではなくたときには払い込む必要がなく、十八歳まで

待つれば五百万が入るのではなく、十八歳まで

で年金をもらいながら五百万もらえるようにな

る、そういうことでございます。

ところで、先生おっしゃいましたように、そう

はいつても高くなるでしょうというのがございま

すが、これはある意味では仕方がないところだと

思いますが、年金部分が付加されるわけですからそ

の分が高くなります。どのぐらい高くなるかとい

いますと、これは父親でも母親でも結構ですが、

便宜父親にしておきます。掛ける側の年齢によつ

て違つてくることは言うまでもございませんが、

相対的に見ますと、大体今掛けている月々の一

〇%から一五%そこぐらまで高くなる。もし

かしたら二〇%弱まで高くなるところもあるうか

と思います。そのぐらいになるんじやないかと見

ければ幸いです。

○政府委員(江川晃正君) 初めに育英年金付学資

込まれます。それを先生は一つのモデルケースで

数字をとつうふうにおっしゃいましたので、

ちょっと私こういう数字で申し上げさせていただ

きたいと思います。

子供が生まれました。〇歳です。父親が三十五

歳とします。その子供が十八歳になつたらば五百

万円支払いますという保険とします。それに育英

年金が六十万円。もう一回繰り返します。子供は

〇歳。父親三十五歳。十八歳満期。五百万円。年金

は六十万円。そういうふうにいたしますと、年金

のない場合だけ申しますと今大体一万七千四百

円ぐらいになります。今例でいきますと一万七

千四百円ずなります。それに六十万円の年金をつ

け加えますと、大体二千数百円ぐらい上がりまし

て二万円ぐらいになります。この精密なのは

ちょっとまだ仕上がりませんが、二万円ぐら

いになります。そういうのが今回提案してつく

らうとしております年金付学資保険とそのほかの

ものとの違いでございます。

○三重野栄子君 そういたしますと、掛けた親が

途中で亡くなつた場合には、六十万ですから毎月五

万ずつ年金が支払われる。保険料の払い込みは親

が亡くなつた場合に終わるわけだけれども、日々

五千ずつの年金をもらいながら、満期になつたと

きは五百万の保険金をもらうということになるわ

けですね。

ところで、途中で親が亡くなつた場合は非常に

利益があるようありますけれども、親も子供も

元気だったときに、年金はもらわれないわ保険料

は納めたわということになりますと、最後はどう

なるんでしょうか。

(委員長退席、理事及川一夫君着席)

○政府委員(江川晃正君) 言葉が大変難しく二

ざいます、入つてあした死んでしまつたば、

向こう十七年間は全部年金をもらえます。一回し

か払わない、しかも年金は全部もらえます。計算

してみると、一千五百二十万円プラス配当金とい

うふうになります。いわば、二万円一回払つただ

けで。これを得と言つてどうかというのはちよつ

ともできるわけだけで、それは二千円が二千何百

円になると思います。そういう意味で、どちらを

と言いくらいです。そういう言葉は申しません。

それに対して、健康で全部十八年間を過ごした

ことがありますと、本来の保険料と年金部分で付加

された部分全部ひつくるめまして、先ほどの三十

五歳の例でいきますと四百三十二万円払うことにな

ります。十八歳になつたときにも、十八歳になつたときにも

もう一つは、被保険者が亡くなつたときには死亡

保険が出ます。この二点が大原則でございます。

学資保険はそれに一步加えまして、学資保険の

構造は生まれた〇歳の子供に対して父親が掛け

る、こういう構造でございますが、この父親が死

むとします。保険をかける人です。そうしますと、

学資保険が十八歳で終わるとしますと、今から十

八歳までの間は一切保険料を支払う必要がなくな

ります。しかし、十八歳になつたらばちゃんとそ

の子には保険金五百万円を支払います。これが学

資保険でございます。

今度の年金付学資保険と申しますのは、さらに

そこで掛け払い込む必要がなくなるのみではなく

くで、残りの十八歳までの間は毎年年金を出して

あげます、そこがつけ加わることになります。こ

れが新しいわけです。

そこで掛け払い込む必要がなくなるのみではなくたときには払い込む必要がなく、十八歳まで

待つれば五百万が入るのではなく、十八歳まで

で年金をもらいながら五百万もらえるようにな

る、そういうことでございます。

ところで、先生おっしゃいましたように、そう

はいつても高くなるでしょうというのがございま

すが、これはある意味では仕方がないところだと

思いますが、年金部分が付加されるわけですからそ

の分が高くなります。どのぐらい高くなるかとい

いますと、これは父親でも母親でも結構ですが、

便宜父親にしておきます。掛ける側の年齢によつ

て違つてくることは言うまでもございませんが、

相対的に見ますと、大体今掛けている月々の一

〇%から一五%そこぐらまで高くなる。もし

かいたら二〇%弱まで高くなるところもあるうか

と思います。そのぐらいになるんじやないかと見

ければ幸いです。

○政府委員(江川晃正君) 初めに育英年金付学資

保険の特徴、メリットについて触れさせていただ

きます。

順を追つて申し上げますが、まず一番最初の基

礎として一般養老保険というのがございます。こ

れは満期のときに満期保険が出ます。それが一点。

もう一つは、被保険者が亡くなつたときには死亡

保険が出ます。この二点が大原則でございます。

学資保険はそれに一步加えまして、学資保険の

構造は生まれた〇歳の子供に対して父親が掛け

る、こういう構造でございますが、この父親が死

むとします。保険をかける人です。そうしますと、

学資保険が十八歳で終わるとしますと、今から十

八歳までの間は一切保険料を支払う必要がなくな

ります。しかし、十八歳になつたらばちゃんとそ

の子には保険金五百万円を支払います。これが学

資保険でございます。

今度の年金付学資保険と申しますのは、さらに

そこで掛け払い込む必要がなくなるのみではなく

くで、残りの十八歳までの間は毎年年金を出して

あげます、そこがつけ加わることになります。こ

れが新しいわけです。

そこで掛け払い込む必要がなくなるのみではなくたときには払い込む必要がなく、十八歳まで

待つれば五百万が入るのではなく、十八歳まで

で年金をもらいながら五百万もらえるようにな

る、そういうことでございます。

ところで、先生おっしゃいましたように、そう

はいつても高くなるでしょうというのがございま

すが、これはある意味では仕方がないところだと

思いますが、年金部分が付加されるわけですからそ

の分が高くなります。どのぐらい高くなるかとい

いますと、これは父親でも母親でも結構ですが、

便宜父親にしておきます。掛ける側の年齢によつ

て違つてくることは言うまでもございませんが、

相対的に見ますと、大体今掛けている月々の一

〇%から一五%そこぐらまで高くなる。もし

かいたら二〇%弱まで高くなるところもあるうか

だと思います。そのぐらいになるんじやないかと見

ければ幸いです。

○政府委員(江川晃正君) 初めに育英年金付学資

保険の特徴、メリットについて触れさせていただ

きます。

順を追つて申し上げますが、まず一番最初の基

礎として一般養老保険というのがございます。こ

れは満期のときに満期保険が出ます。それが一点。

もう一つは、被保険者が亡くなつたときには死亡

保険が出ます。この二点が大原則でございます。

学資保険はそれに一步加えまして、学資保険の

構造は生まれた〇歳の子供に対して父親が掛け

る、こういう構造でございますが、この父親が死

むとします。保険をかける人です。そうしますと、

学資保険が十八歳で終わるとしますと、今から十

八歳までの間は一切保険料を支払う必要がなくな

ります。しかし、十八歳になつたらばちゃんとそ

の子には保険金五百万円を支払います。これが学

資保険でございます。

今度の年金付学資保険と申しますのは、さらに

そこで掛け払い込む必要がなくなるのみではなく

くで、残りの十八歳までの間は毎年年金を出して

あげます、そこがつけ加わることになります。こ

れが新しいわけです。

そこで掛け払い込む必要がなくなるのみではなくたときには払い込む必要がなく、十八歳まで

待つれば五百万が入るのではなく、十八歳まで

で年金をもらいながら五百万もらえるようにな

る、そういうことでございます。

ところで、先生おっしゃいましたように、そう

はいつても高くなるでしょうというのがございま

すが、これはある意味では仕方がないところだと

思いますが、年金部分が付加されるわけですからそ

の分が高くなります。どのぐらい高くなるかとい

いますと、これは父親でも母親でも結構ですが、

便宜父親にしておきます。掛ける側の年齢によつ

て違つてくることは言うまでもございませんが、

相対的に見ますと、大体今掛けている月々の一

〇%から一五%そこぐらまで高くなる。もし

かいたら二〇%弱まで高くなるところもあるうか

だと思います。そのぐらいになるんじやないかと見

ければ幸いです。

○政府委員(江川晃正君) 初めに育英年金付学資

保険の特徴、メリットについて触れさせていただ

きます。

順を追つて申し上げますが、まず一番最初の基

礎として一般養老保険というのがございます。こ

れは満期のときに満期保険が出ます。それが一点。

もう一つは、被保険者が亡くなつたときには死亡

保険が出ます。この二点が大原則でございます。

学資保険はそれに一步加えまして、学資保険の

構造は生まれた〇歳の子供に対して父親が掛け

る、こういう構造でございますが、この父親が死

むとします。保険をかける人です。そうしますと、

学資保険が十八歳で終わるとしますと、今から十

八歳までの間は一切保険料を支払う必要がなくな

ります。しかし、十八歳になつたらばちゃんとそ

の子には保険金五百万円を支払います。

どるかというものは商品設計の問題でございまして、我々は今、ちょうどゼロになる、お祝いなんだからそれでいいじゃないか、しかし運用の利益は配当金で上げますよ、こういう構造でこの保険を考えております。満期になつたらばそのようにお祝いさせていただければありがたいと思います。

○三重野栄子君 やはり健康で親も子も満期になつてもらいたいわけでございます。ただ心配だったのは、払込保険料が四百三十二万円だけれども、受取額は五百万と配当金をもらえるということですから、払った保険料よりもプラスということで安心をいたしました。そういうことで、子供たちが安心して学校に行けるような保険ができたことは大変うれしいことでござります。

そこで、申し込む場合でございますけれども、保険契約者と被保険者に対して面接を行つて、健康状態について告知を求め、健康な者について加入申し込みは承諾されることになつてゐる。そうしますと、今度は親も子もでございますから、子供が保育園に行つていて、幼稚園に行つてゐたり、あるいは学校に行つていてなどということになりますと、この契約の仕方はなかなか現実的ではないのではないかということを一つ思います。

それから、健健康な者といった場合に、やはり条件があろうかと思ひますけれども、保険の契約者と被保険者、いうならば親と子、そのどちらかが障害書があつた場合にこの年金に加入できるのかどうかということ。それからまた、契約期間中に不幸にして障害になつた場合に、しかし学校には行ける、親も働くことはできるということもあると思うんですけども、そういうときにはどうなるかという問題。

それから、これは民間で、最近新聞にも出でていませんでけれども、妻の話です。契約をするときに営業の人に、どこの御家族でも奥さんが御主人にかわって署名したり判こを押したりしていますよといつて勧められた保険に入った、たまたまそな人は離婚をして、そしてその解約金をもらいた

かつたんだけれどももらえなかつたというようないふこと。これは新聞の問題でござりますけれども、この育英資金の場合、両親が健在の場合に、母親が入りたいというのをいや母親じやいけません、父親でなければなりませんというようなことがあります。

それから、子供が複数の場合、二人子供がいて二人に入りたいというときに、親はそれぞれの子供に、もちろん一件一件ですけれども、入ることができるか。父親はもう一人の子供、母親はもう一人の子供というのに対してできるか。それから離婚をした場合どうなるかということについてお尋ねいたします。

○政府委員(江川晃正君) 御質問がたくさんござります。

一つは、子供と親の両方面接と告知が必要だと言ひながら、子供が幼稚園に行つていたりでありますから、子供のいるとき行つて、子供の前で聞けばいいんだから、幼稚園から帰ってきたとき見ればいいと。何も親と子供をこう並べて昼間やらなきやいけない、そういうものではありません。いわんや、六歳の子供本人にあなたはどういう病気だったなんぞ聞いてお聞きわけございませんから、そういうのは

ちよつとミスリードしてしまつ危険がございますので避けさせていただきますが、それでも一応この程度の障害ならいいということで入つたとして、その後障害が起つたというのは、それはまさに保険がきくかきかないかの話になるわけですが、別に何の問題もございません。普通の保険と同じように考えていただければ結構でござります。

それから、夫と妻の問題、詐取的な話で、何か離婚しそうとかといふ、その辺はちょっと事実に即していろいろと判断しなければならないと思いますから一概に申せないんですが、お父さんの名でお母さんがうちで判こを押してしまうということは普通はよくあることで、九九%まではそれがそのまま通つてしまつて、それが離婚の問題になくなつているときには、それは特別の問題として一応処理しなきゃいけないと考えております。

(理事及川一夫君退席、委員長着席)

それをまたここで一概にどういう場合はいいとか悪いとかなかなか言い切れないんでござります。ですから、たまたま幼稚園、学校で本人がいなないとかといふことは少しも問題にならないんではないかな。次の手は幾らでも打てる。そういうふうにさせてもらつてあるところです。父と母の違ひ、お母さんはため、お父さんじゃなきやだめ、こういふことは金然しております。お母さんが契約者で、息子、娘、これはもうやつて結構でござります。

それから、例えは子供が二人いまして、一人を父親が一人を母親が見る、これも結構でございます。一人の子供に對して父親と母親が二つ契約する、これも結構です。ただし、子供にとつては七百万という限度がござりますから、その限度内で、例えば四百万と三百万でも結構ですが、そういう

す。そしてその際に障害の度合いというのも当然見るわけでございます。ある種の重さの障害だったらだめだというのがございまして、ここで一概にこの障害はいい、この障害は悪いと言つるのはちよつとミスリードしてしまつ危険がございますので避けさせていただきますが、ある種の重い障害のときは入れないとか、この程度ならいいとかという目安はございます。

一応そういうことでやりますが、それでも一応この程度の障害ならいいということで入つたとして、その後障害が起つたというのは、それはまさに保険がきくかきかないかの話になるわけですが、別に何の問題もございません。普通の保険と同じように考えていただければ結構でござります。

それから、夫と妻の問題、詐取的な話で、何か離婚しそうとかといふ、その辺はちょっと事実に即していろいろと判断しなければならないと思いますから一概に申せないんですが、お父さんの名でお母さんがうちで判こを押してしまうということは普通はよくあることで、九九%まではそれがそのまま通つてしまつて、それが離婚の問題になくなつているときには、それは特別の問題として一応処理しなきゃいけないと考えております。

○三重野栄子君 大変詳しく、一人の子供に父と母が掛けられるというのをおもしろかつたです。

今、被保険者、子供の年齢がゼロ歳から十二歳ということですね、掛けられる期間が、満期が十五歳と十八歳になつておりますけれども、高学歴時代を反映いたしまして、満期が二十二歳というふうなことは考えられませんでしょうか、その点によつとお伺いします。

○政府委員(江川晃正君) 一つには、十二歳までというのは、先ほど先生御安心なさつたというそとの掛け金の総計と保険金の差が、保険金の方が多くなるということが前提ですから、余り小さくはできなくなつているところでござります。

それから、「二十二歳の話は確かにございますが、その掛け金の総計と保険金の差が、保険金の方が多いこと」は入学のときに使われるという視点で、大学入試の十八、高校入試の十五というところに目をつけてつくつてあるわけでございます。二十二歳の話といいますのはあるいは必要になつてゐるかもしれません、一応選択点での学資保険のねらいがこれから入つて学ぶためのお金というところに視点を置いておりますので、十八で一応区切つてあるところでございます。二十二歳のこと

ふうにやるのは結構でござります。そういう一定の枠の中で父と母がそれぞれのためやるのはいいささかも障害にはならないところでござります。

したがいまして、最後の問い合わせに入つてしまつたかと思いますが、子供が複数いるときにそれぞれに對してできるのかということは、それぞれが今の仕組みでございますと七百万までの限度でできる、入れる仕組みになつてござりますから、三人いれば三人とも七百万以内でこの保険に入ることができます。父親、母親、二人がそれを人的に分け合つても、一人を一人で加重してもそれはかなり自由にできる仕組みでございます。すべてこれ

○三重野栄子君 二十二歳、卒業のとき満期の
ように見えますけれども、しかし、大学に入つて、
短期大学二年なりあるいは四年の間にどういうふ
うに学資を保障するかという意味も含めますと、
やはり二十二歳までの期間があつた方が、何も大
学に行くことが目標ではありませんけれども、う
ちは貯しいけれども、あきらめていたけれども大
学に行けるかもわからないなという子供の希望の
問題もあるうかと思います。こういうことも今研
究課題と言つていただきましたけれども、そういう
ふうになれば一つの安心にはなるんではないか
というふうに思つたりしています。ですから、高
校卒業した十八歳のときに一応一時金を払つて、
そしてまた後こうやるということだつて、今もそ
のようになつていてるというふうなことを何つてお
りますけれども、そういう商品のあり方というの
もぜひ御検討いただければと思ひます。

以上、いろいろ細かく伺いましたけれども、子

供を持つ親の安心感として、子供自身も知れば大
変希望を持つような保険ではなかろうかと思いま
すけれども、これはいつころ発売されるんでしょ
うか。それからまた、加入見込みの件数というの
はどの程度予測してあるんでしょうか。

学資保険は、昭和六十三年末に二・四%の保

有契約数から、平成三年度末が一九・六、平成四年

度末が一八・六とどんどん減つておるようでござ

いますけれども、このようなことにならないよう

に職員の皆さんもしっかりと頑張られると思います

けれども、発売に当たつてのPRを含めましての

御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) この法律を幸いに通し

ていただきまして、結論から申し上げますと、平

成六年の一月の発売を予定していきたいと考えて

おりました。その際、今先生ちょっとおつしやいま

したように、だんだん学資保険が売れ行きが鈍つ

てるのでないかという御趣旨のお話でござい

ました。実際のところ百四十万件から三百三十万件

台というように、ちょっと漸減していることは事

実かと思います。ただ、そう大きな下降ではない

です。

○政府委員(江川晃正君) ただいま先生の御指摘

のように思います。

今回、これができましたらどのくらい予想して

いるのかといいますと、今五年間の平均で百四十

万件ですが、百五十万はいくと考えております。

つまり純増十万はいくだろうと。そのうちの三

〇%強はこの年金つきでいけるんじゃないか、そ

ういうふうに踏んでおります。それは過去のいろ

んなデータを積み上げてそう予測していくんじや

ないかなと思っています。

○三重野栄子君 ところでの加入者ホームそ

れから保養センターは随分以前から建設をされて

いるようですが、余暇と健康増進のため

の施設づくりとして施設整備緊急五カ年計画を推

進するということを伺つておりますけれども、こ

の内容について御説明いただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) ただいま申しました百

二十七の施設の中には、先生いらつしゃいました

伊豆高原のような最新のものとか、カーサデ・カ

ンパミたいなできたのものもございますが、も

う二十年以上経過したいわば老朽化したものも

入つてございます。そういうものを全部この時代

の新しい需要、きめ細かい需要にマッチするよう

につくりかえたいというのがこの緊急五カ年計画

の趣旨でございます。

そういう意味で、この五カ年計画といいますの

は、老朽の度合いの高いものからどんどん直して

いくわけですが、主として中を考え方として柱が

二つあります、一つは老朽施設の抜本的改善と

いうことで、これは百二十七のうちの少なくとも

三十弱、二十九と我々今踏んでおりますが、その

二十八についてはもうすぐ直さなければいけな

いと考えております。例えば、そういうところには

客室にトイレがないとか、エレベーターがないと

か、二十年以上たついてちょっとがたついてい

るなどなどがございます。そういうところを全部

洗いざらいやつていいこうというのが一つの柱で

ます。

もう一つの柱といいたしましては、加入者の健康

体力と活動の充実等のニーズに対応するた

めの施設の設置ということで、ある意味では新型

健康増進施設というものをつくろうということ

で、これは今土地の購入などを当て込んでいると

いうところでございます。

○三重野栄子君 二十八カ所の老朽施設の根本的

改善というところで、今トイレがないとかがたつ

きとかいうことを伺いましたが、もう少し根本的

改善というのを考えられていいのではないかと思

うのですけれども、いかがでしょうか。

また、私は思いますが、今の保養センターの場

合、私の調査によりますと、昭和四十四年度に建

設をされました分で、北海道は五カ所のうち二カ

所、それから四国の場合は六カ所のうち四カ所、

それから九州の場合は十カ所のうちの六カ所が四

十四个方面以前にできたところでございます。

○政府委員(江川晃正君) ただいま申しました百

二十七の施設の中には、先生いらつしゃいました

伊豆高原のような最新のものとか、カーサデ・カ

ンパミたいなできたのものもございますが、も

う二十一年以上経過したいわば老朽化したものも

入つてございます。そういうものを全部この時代

の新しい需要、きめ細かい需要にマッチするよう

につくりかえたいというのがこの緊急五カ年計画

の趣旨でございます。

そういう意味で、この五カ年計画といいますの

は、老朽の度合いの高いものからどんどん直して

いくわけですが、主として中を考え方として柱が

二つあります、一つは老朽施設の抜本的改善と

いうことで、これは百二十七のうちの少なくとも

三十弱、二十九と我々今踏んでおりますが、その

二十八についてはもうすぐ直さなければいけな

いと考えております。例えば、そういうところには

客室にトイレがないとか、エレベーターがないと

か、二十年以上たついてちょっとがたついてい

るなどなどがございます。そういうところを全部

洗いざらいやつていいこうというのが一つの柱で

ます。

もう一つの柱といいたしましては、加入者の健康

体力と活動の充実等のニーズに対応するた

めの施設の設置ということで、ある意味では新型

健康増進施設というものをつくろうということ

で、これは今土地の購入などを当て込んでいると

いうところでございます。

○政府委員(江川晃正君) 老朽施設二十八と私申

し上げました。それからトイレとかなんとかとい

うことがあります。

九

じやないかとおっしゃいました。私、ちょっとと例示的にトイレみたいなことをわかりやすく申し上げまして、あるいは現象的な表現で失礼だったかもしれません、そういうトイレなどが悪いところに限つて全体としてよくないです。それで、少し全体を広げてみたり、部屋数をふやしてみたり、全く五倍、十倍なんかできるわけではございませんが、ある意味では一新するようなつくり方をしていくうということことで、かなり我々としたら根本的につくりかえるぐらいのことになるぞと思う気持ちで直しているところでございます。

それが先ほど二十八と申しました。先生ごらんになつたところ、どことどこで何年前が幾つ幾つ、こうやつていきますと二十八どころかもつとたくさんあるということは私全然否定いたしませんが、たくさんある中で五年度予算でできるのは、一番急なところはここじゃないかという意味で選んだのが二十八ということをございまして、五カ年計画で二十八しかやらないという意味ではございません。そういうふうに御理解いただきたいと思います。

それから、伊豆高原のようないところをもつとつくつていつたらいいんじゃないかと、大麥耳の痛いところをつかれました。よい施設だけれども、しかし込んでいて利用ができない。実際のところそうでございまして、先生いらっしゃった伊豆高原ホテルなど、どこともそうでござりますが、六カ月前に申し込みを受け付けまして、あそこなんかほんど六ヶ月前に向こう一ヵ月が埋まってしまう感じなんです、たくさん来ますから。例えば一月一日と七月一日にやるわけですが、七月一日に集まつた分で一月一日の容量をこんなに超えてしまつていればそこで抽せんになつてしまふ、あるいは少なければそれで埋めていく、こういう構造でやつておりますが、現実にはそういうふうに結構利用しにくい、キヤバシティーが小さいといふことはございます。

そこで、もっとふやせということだと思います。

それはもうおっしゃるとおりでして、やりたいところですが、政府部内で固まっている思想です。から私は内部分裂みたいなことは申しませんが、今、臨調でこの手のものをつくっちゃいけないと言われているわけです。それを受けて行革審も皆、そういうふうに整理してござりますので、一応新らしいものをつくるというのはなかなか難しいなど、いふうに考えります。しかし我々としては、この手の施設をたくさんつくってくれと方々の市町村から話が来ているということを踏まえまして、我々は何とかできるようにならないものかと、努力していきたいと考えているところでござります。

ペーターの速度も考えてありますなし、それから大浴場までの廊下のスロープが大変緩やかで、兩方に手すりがあつたとか、あるいは温泉の大浴場に入るときに、ブールに入るときと同じように手すりがあつて、それをつかんで中に入れるというようなことで、大変細かな心遣いがしてございましたので、今後せつからくおつくりになるんだつたら、若者もいけれども、高齢者もいよいよなうなういう施設をぜひお願ひしたいところでござります。

あと、かんば浦安の問題についても少し伺いたいところでございましたが、先ほど川橋議員もお尋ねでございましたので、特にかんば浦安の場合会員の経営面、いろいろ運用益もだんだん少なくなるというような状況ですけれども経営面、あるいは入所された方を救急で運んで処置をしてさしあげるとか、病気になられたとか、あるいは今巡回バスサービスが実施されておりますけれども、その利用などについて二、三点お伺いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) ただいまの御答弁を申し上げる前に、先ほどの答弁で私ちょっとと言葉を間違えたところがございますので訂正させていただきたいと思います。二十八カ所のことを、とりあえずことし二十八というふうに申し上げたかもしれませんのが、五ヵ年計画で二十八を考えておりますので、ことしは十五でございます。二十八の中には多分先生おっしゃったような四十四年より前につくっているところはみんなほとんど入ってくるんじゃないかなとは思いますが、言葉を間違えましたのでそこだけちょっと訂正させていただきたいと存じます。

ただいま御質問のカーサ・デ・かんばの運営状況でございますが、経費的な運営状況で申し上げますと、数字を細かく申し上げるまでもなく言わなければいけないと思いますが、とんとんといつておりまして、まあおおむね順調にいつていると思います。そして、中に入っている入居者と申しましようか、その方も満杯でございまして、百六

十室ほどございますが、待っている人がまた百何人いるというぐらいでございます。

そして、先生がおっしゃいました緊急措置みたいなことでございますが、待っている人がまた百何人いました。しかし、大事なく終わっているということです。どんなことだったのかと申しますと、何か打撲をしたやつた、階段から転がるとかいう話とかで打撲、ちょっと心不全を起こしたとか、それから骨を折っちゃった、ちょっと呼吸が不全になつたなどのようなことがあります、いずれも無事に一応なつたと、緊急を要する措置といふ点ではこういうことがあつたということでござります。

○三重野栄子君 終わります。

○委員長(野別隆俊君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。

ただいま、鶴岡洋君が委員を辞任され、その補欠として山下栄一君が選任されました。

○及川一夫君 今まで一時間四十分きめの細かい質問をさせていただきました。どちらかというと、今までの質問は、これから簡保事業の発展ということを願いながら質問させていただいたわけですが、簡保事業や郵貯関係にもそれぞれ国際的な課題というものが存在しているんじゃないかな、課題のうちでも陽の課題と陰の課題というのがあるわけですが、陽の課題については大いに歓迎をするわけでありますが、陰に近いような立場で問題をとらえなければいけない、しかし何としても問題を解決をしなければいけない、こういう前提で立つて少しく質問させていただきたいと思います。

まず第一に、江川局長でも山口局長でもどちらでもよろしいのですが、戦前における簡易保険、郵便年金、さらには軍事貯金ですか、郵貯ですか、というようなもののが存在をしておりましたけれども、報告書の隅々を見ると、それとなくそういうお金がある、あるいは支払った件数があるといふ

○政府委員(江川晃正君) 簡易保険と年金について
　私の方からお答えさせていただきます。
　韓国及び北朝鮮につきましては、終戦前、日本
　内地で簡易保険、郵便年金に加入し、終戦後、韓国
　または北朝鮮に帰った韓国または北朝鮮の住民の
　有する契約といふのがございましては事実であります。
　が、契約件数及び保険金額は不明でございます。
　うことを申し上げます。

ては、樺太住民が加入していた簡易保険、郵便年金の契約については、ロシア国籍及び無国籍の人から請求があれば支払い可能と考えております。関東州等の住民が加入していた簡易保険、郵便年金の契約につきましては、中国国民党から支払い請求があれば、法的には支払う義務があるものと考えております。

最後になりますが、南洋諸島に係る簡易保険郵便年金につきましては、現地住民の簡易保険郵便年金の加入はございませんでした。

情がござります。この問題につきましては、日本との間の全般的な請求権問題との関連を考慮する必要があるというふうなことでの債権債務行為が実際的に慎重に見きわめる必要があるといふことから、その取り扱いを現在政府部内で検討をさせていただいているというふうなことでございます。
それから関東州の方が有する軍事郵便貯金につきましては、日本国内法上の権利が確認されるものにつきましては、国内で支払い請求があれば支払うべきであるところござります。

きたいというふうに思います。
実は、台湾の皆さんから郵便貯金あるいは簡易保険問題について、支払い請求というのが現実に裁判にかけられて、日本の裁判所でそれが否定をされたりしているという現実が率直に言つてあるわけであります。しかし、元日本兵という立場の人のみならず、一般の韓国人やあるいは台湾人にとっても、日本の簡易保険や郵便貯金というものに金を納めて、いろいろ国策的な意味での協力もしたということがあつて、この問題は大きな二国間であることは国際問題になるか、ひざれにして大

二つ目の事案で、台湾住民が加入していた簡易保険、郵便年金の契約につきましては、件数は推定で百九十万件、保険金額は推定で約五億三千万円でございます。その契約に係る権利義務の決済は、昭和二十七年八月の日華平和条約により、その両国の特別取り極により措置することとなつてございましたが、この特別取り極が結ばれないまま昭和四十七年九月の日中共声明によつて同条約が終了し、未解決のままになつております。その支払いにつきましては、現在、関係省庁と調整を図つてゐるところでございます。

樺太と關東州の住民が加入していた簡易保険、郵便年金の契約につきましては、樺太が件数推定で約二十二万件、保険金額推定約七千万円、關東州等が件数推定約七十万件、保険金額推定約一億七千万円でございました。この支払いにつきまし

の軍事郵便貯金等につきましては、日韓請求権・經濟協力協定に基づきまして制定されました日本の国内法によりまして、原則として権利は消滅をしているということでございます。

それから北朝鮮の方の軍事郵便貯金等につきましては、現在、日朝国交正常化交渉によりまして財産・請求権問題について交渉中でございますので、その成り行きを見守っているというふうなことでござります。

それから台湾の方の軍事郵便貯金等につきましては、日台間の請求権問題につきまして、サンフランシスコ和平条約それから日華平和条約におきまして、特別取扱を締結して処理することが予定をされていたわけでございますが、日中國交正常化の結果かかる措置ができなくなつたという事実

○及川一夫君 大体文書を読み上げて いますから
ストレートに初めて聞いた方は余り ようわから
かったというふうに思ひます。したがつて、今等
弁されたことについては、私は一覧表にして提出
をしてもらひぬかということをまずお願ひしてお
るところです。それで、外郵便貯金につきましては、現在高
千八百二十九万口で二十億一千四百万円、それか
ら軍事郵便貯金につきましては七十三万口で二十
二億三百万円でござります。

域名で言わさせていただきました。

なお、外地郵便貯金につきましては、現在高
千八百二十九万口で二十億一千四百万円、それか
ら軍事郵便貯金につきましては七十三万口で二十
二億三百万円でござります。

域名で言わさせていただきました。

域名で言わさせていただきました。

態度決定をしておくべきだとか、そういう気持ちがして私はならないのです。

そういう意味で、私なりに整理をしますと、両局長から答弁いただきましたけれども、次のようにことでいいのかどうか、これをまず確かめたいと思います。

まず国別に申し上げると、韓国というお国との関係では、日韓協定というものを締結したので、要するにすべて解決済みである。これが日本政府といいますか、今局長が言った立場であるというふうに一つ確認をしたい。

それから朝鮮民主主義人民共和国、俗に北朝鮮と言つておりますが、これは今交渉中ということでありますから、当然問題はそのままになつてゐるという形なので、交渉中ということで北朝鮮の場合は権利は消滅をしていないというふうに理解

第十一部 遷信委員会会議録第十二号 平成五年六月一日

してよろしいか。

それから台湾の問題につきましては、日中共同声明というものが出てまいりまして、不幸にして国交断絶、こういう事態になってしまったので、それまで交渉しつつあった問題がそこで中断をされて、いるということになつて、いるわけで、したがつて、これは当然日本側は支払つていかなければならぬものではあるけれども、交渉相手がなくなつたわけですから、そのまま凍結状態にあるというふうに理解をしてよろしいか。

それからもう一つ、関東州、これは我が國が植民地政策や何かで占領したりなんかしたわけじゃありませんから、現実に関東州ということで中国からお借りをしておった、租借をしておつたといふうふうに私は理解をいたしております。したがつて、中国領だということになりますと、日中共同声明によつて、賠償請求の問題を含めてすべて周恩来さんの発言によつていわば賠償請求が全くない、したがつて、すべてこれも解決済みという認識に我が國は立つて、いるというふうに理解してよろしいか。

それから樺太の問題につきましては、ロシア、旧ソ連領ということになつております。これは外務省にも聞かなければいけないのですが、国交の関係は回復しておつても、平和条約というものが存在をしていない、ということでは必ずしも一〇〇%正常化されていない、ということになると、やはり私は台湾と同じような問題があるんじゃないかなと思うんです。先ほどの局長の話によれば、支払いをしたということが報告になつて、いるので、これは支払うときには支払えるというもののないうふうに私は皆さんの報告というものを整理してみました。

以上のような理解でいいかどうかという問題について、これはむしろ外務省に聞いた方がいいと思うので、外務省いかがですか。

○説明員(伊藤哲雄君) 様々お答えいたしました。

ただいまの先生の整理で国家間の請求権の処理としてはおおむね正しかろうと思ひます。ただ、

若干敷衍してより正確に御説明いたしますと、ま

ず、韓国との間では日韓協定により解決済みとおっしゃいましたが、より正確に言えば、日韓協定により国家間の問題としては解決済みであつて、さらに日韓請求権・経済協力協定に基づいて、日本で国内法を制定して、確定債務を消滅する国内法的措置をとつております。そういう意味で、先生がおっしゃるよう、確定債務も含めて解消済みということをございます。

続きまして北朝鮮につきましては、先生もおつしやつたように、ただいま日朝国交正常化交渉をやつておりますので、こうした請求権の問題も含めて現在両国間で交渉中ということでございま

す。

続きまして台湾でございますが、これも先生おつしやつたように、日中共同声明によつて台湾との間で特別取扱を締結することができなくなりました。そういうことから、いわゆる国家間での請求権の処理ができなくなつた、そういう状況にあるわけでござります。

最後に樺太でございますが、先生は、旧ソ連、ロ

シアとの間で平和条約が締結されていないので全面的に国交が正常化されていない、そこで台湾と同じような、確定債務請求権の問題についてもそ

ういう問題があるのではないかという御意見でしたが、正確に申し上げますと、確かに現在の日韓間では平和条約が締結されておりませんが、これ

は唯一領土問題が未解決ということで平和条約が締結されておりませんで、それ以外の通常平和条約に含まれるべき請求権、賠償の問題あるいは民間請求権申告に関する法律を、さらに一九七四年十一月には対日民間請求権補償に関する法律を制定しております。これらの法律に基づいて、民間請求権について補償措置を実施したものと承知しております。

さるに、対日民間請求権申告に関する法律第二条の中では、この法律の規定による申告の対象の範囲を規定しております。九項目にわたりこの

そういうことでございます。

○及川一夫君 より鮮明になつたと思います。

うよりも疑問をちよつと提起しただけですから、今外務省が御説明になつたようなものとして私も受けとめて、少なくともこの種問題では停滞なく対応できるというふうに理解をしておきたいと思ひます。

そこで、次の問題としてお伺いしたいんですが、一つは韓国の問題であります。

基本条約が結ばれて、経済に係る問題の協定もあるわけですが、結論として、いずれにしても三億ドル、二億ドル、無償、有償という形でもって車両郵便とかあるいは外地郵便貯金とか簡保問題といふのは解決をした、政府間ではという前提を置きながらも解決をしたというふうに理解をするところと、韓國の個別の人がいわば郵便問題で、問題事郵便とかあるいは外地郵便貯金とか簡保問題と

いうのは解決をした、政府間ではという前提を置きながらも解決をしたというふうに理解をするところと、韓國の個別の人がいわば郵便問題で、問題事郵便とかあるいは外地郵便貯金とか簡保問題と

いうのは解決をした、政府間ではという前提を置きながらも解決をしたというふうに理解をするところと、韓國の個別の人がいわば郵便問題で、問題事郵便とかあるいは外地郵便貯金とか簡保問題と

いうのは解決をした、政府間ではという前提を置きながらも解決をしたというふうに理解をするところと、韓國の個別の人がいわば郵便問題で、問題事郵便とかあるいは外地郵便貯金とか簡保問題と

いうのは解決をした、政府間ではという前提を置きながらも解決をしたというふうに理解をするところと、韓國の個別の人がいわば郵便問題で、問題事郵便とかあるいは外地郵便貯金とか簡保問題と

いうのは解決をした、政府間ではという前提を置きながらも解決をしたというふうに理解をするところと、韓國の個別の人がいわば郵便問題で、問題事郵便とかあるいは外地郵便貯金とか簡保問題と

法律にいう対日民間請求権の具体的な内容を列挙しております。そしてこの中で、「日本国で預け入れ

又は納入した日本国政府に対する一定の債権」との項目がございまして、郵便貯金もこの規定により一定の債権に含まれるものというふうに承知しております。

○及川一夫君 ここから先になると、郵政省が御存じかどうかわかりませんが、今外務省がお答えになつたような形で、内容的にどう補償されたか

ということについてはおわかりですか。

○政府委員(江川晃正君) 我々としては存じ上げております。そのときに説得力のあるのは、韓国政府との間で一定の結論が出ました、解決しているんです、し

たがつて、問題があるならばそれは韓国政府に言つてください、言えればこういうような措置がされるでありますよ、されるはずだというものを

持つて韓国の方々に対応するのと、今江川さんが言われたように、おれ知らぬという形で説得するというのは、これは大きな違いがあると思うんで

すよね。

だから、私から言わしめれば、局長おわかりにならないなら、韓国で国内措置をされた内容について、外務省にその法律とか規定というものをとつていただき、まずどう措置をされたかといふことを郵政省が理解しておかなければならぬじやないでしようか。そういう意味では、外務省、法律をちよつと教えてください、ということを請求できなんですか、韓国に。

○説明員(伊藤哲雄君) ただいまの先生の御質問いたしました一九七四年十一月の韓国法律でございますが、対日民間請求権補償に関する法律、これは日本に請求権を持つと主張する韓国の国民にどういう方式で補償するかというようなことを定めた法律でございます。

その第四条に、日本国通貨一円に対し大韓民国通貨三十ウォンの支払いを行う、さらに百円未満の請求権については百円とみなす、そういう規定がございます。さらに、特に被徵用死亡者つまり軍人、軍属で亡くなつた方の遺族に対しては一人当たり三十万ウォンとする、こういう規定がござりますので、結果について詳しいデータを韓国から入手したわけございませんが、この法律に従えば、郵便貯金通帳の日本円での額面に対しては大韓民国通貨三十ウォンで支払いを行う、そういう政策を韓国が持っていたといったことが明らかであると思います。

○及川一夫君 外務省、せつかくの答弁だけれども、郵貯問題、簡保問題とは今の答弁はちょっと違つような気がしますよ。恐らく台湾との関係で、

元日本兵という人が戦死をしたとか負傷したとか、そして戦死をされた場合には遺族をどうするかとか、そういう議論があつて一定の補償といふか、弔慰金というか、そういうものを日本政府は赤十字社を通してやつたことがあるんであります。それとの兼ね合いで、韓国からも同じような個別の要求が出たことに対し、韓国政府として三十五万ウォン、金額にして十八万円です。日本円で言うと、そういうものを補償したという内容であつて、ちょっと私は次元が違うんじゃないかなと思つてゐるわけです。

いずれにしても、時間がそつたくあるわけじゃないからあれだけれども、ぜひ外務省と協力し合つて、韓国で本当にどういう措置をされるいんぢやないか、二億ドルとか、無償、有償で日本政府が政治的決着を韓国との間で図つた、そういう補償された財源というものがどう使われているのかにも私はいくつ思うんで、そういった点は多少時間かかる私にははつきりさせられますが、韓國からは新たに韓国人個々人の問題として郵貯、簡保問題ではいろんな請求が出

てくるように思えてならないんです。というのは、日韓協定を結ぼうとした時期、たしか昭和四十年ですか、あの時期に今日の大統領である金泳三先生は少なくとも野党の立場に立つておつたと私は記憶してゐるんです。そして、我が社会党が日韓基本協定に反対をした理由がありますが、その理由とは違つた意味で反対行動、運動を当時やつておつたし、同時に、金泳三先生の今取り巻きといふのはそういう運動や行動に参加した人たちがかなりおられるわけです。

ですから、いまだに我が国政府との間で問題になつていますが、日韓基本協定を結ぶに当たつて

底にあるというふうに見るわけです。

したがつて、そこに依拠してこれから日韓関

係をどうするか、あるいは郵貯問題だ、簡保問題

だというものが出てきたときにどういう対応をし

てくるかということになりますと、必ずしもろ

手を挙げて賛成というふうな格好で提起するん

はなしに、批判的な立場からやつぱり迫つてくる

というふうに考えるべきではないのかなというふ

うに思ふんです。それを我々は頭から飛ばすと

いう発想ではなしに、やはり納得づくというか、

理解というものを前提にして対応すべきだと思う

のではないかと思つてゐるからだということな

ので、そのためにはより多く、韓国でどう対応さ

れたのか、韓国政府がどのような措置をされたの

かということを前もつて把握しておく必要がある

理解といふことを前提にして対応すべきだと思

うのです。それをして、そこまで支払つてきているのは

赤十字社を通じて現在まで支払つてきているのは

先生の御指摘のとおりでございます。

○説明員(伊藤善雄君) お答えいたします。

ただいまの御質問の件ですが、元台灣人日本兵

に対する二百萬円の弔慰金を日本赤十字社、台灣

赤十字社を通じて現在まで支払つてきているのは

先生の御指摘のとおりでございます。

ただ、この措置を行いました基本には、台灣住

民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律といふ法律を国会で御審議いただきまし

て、超党派でこういう法律が出来まして、これに

基づき、予算措置をとつてこれまでそういう支払

を行つてきてゐるわけでございます。

したがつて、戦後処理はいろいろな問題が

ござりますが、特にこの台灣兵の問題につきまし

ては、戦後処理の法的処理としての補償、そうい

うものではなくて、あくまでも人道的精神から我

が国の国内的措置としての弔慰金の支給でござい

ますので、果たしてそういう措置が適當かどうか

ということにつきましては、政府内でもさまざま

な問題について十分に議論をする必要がござい

ますし、最終的にはやはり国会でお決めいただ

くことになります。

○及川一夫君 そこで郵政大臣、これをやるとい

うことはなかなかもつて問題解決の糸口を

つかむことができないというのが現状だと思います。

それと同時に、台灣の皆さん的要求も出てきま

すね。これはまだ措置をしていないわけですから、

当然のこととして出てくると私は思ふんです。

しかし、これは日中共同声明で国交が断絶をしてしまつたということがあるわけですから、國交を回

すね。そのとおりでございます。

○説明員(伊藤善雄君) そのとおりでございます。

○及川一夫君 そこで私はまた郵貯の問題や何か

それと同時に、台湾の皆さん的要求も出てきま

すね。これはまだ措置をしていないわけですから、

当然のこととして出てくると私は思ふんです。

しかし、これは日中共同声明で国交が断絶をしてしまつたということがあるわけですから、國交を回

すね。そのとおりでございます。

○説明員(伊藤善雄君) そのとおりでございます。

○及川一夫君 そこで郵政大臣、これをやるとい

うことはなかなかもつて問題解決の糸口を

つかむことができないというのが現状だと思います。

なぜ私がこんなことを言つてゐるかの問題なんですか

れども、私は、韓國からは新たに韓国人個々人の

問題として郵貯、簡保問題ではいろんな請求が出

いる、問題解決には走らないということでいいのかどうかといふこともあわせて考える必要があるんじやないかといふふうに思つてゐるんです。そういう点では、総理府にちょっとお伺いしたんですけども、平成元年当時、内閣総理大臣官房臨時特定弔慰金等業務室というのがありました。そこでは、台湾から出ておつた、先ほどおつたし、同時に、金泳三先生の今取り巻きといふのはそういう運動や行動に参加した人たちがかなりおられるわけですね。

ですから、いまだに我が国政府との間で問題になつていますが、日韓基本協定を結ぶに当たつて

なつていますが、日韓基本協定を結ぶに当たつて

前面に立つわけにもいかないというような問題を含んでい
るといふやうなことを考えながらなんですが、現
実に今、台湾戦没者議員懇親会というのがありますね。
恐らくここでもう一つ相談をされて、立法措置をさ
れて、それで台湾問題の一つの問題点を解決した
んだというふうに私は認識をしました。こんなと
ころでも郵貯の問題、軍票の問題、いろんなこと
が話題にはなっているそうですから、郵政大臣、
こんなところでひとつ相談をしてみるとどううう
にはならないものでしようか。
そして、台湾人が要求しておることに付して、

臣にももう一考していただきまして、何かひとつ
解決策がないかということをお考えいただきたい
ということを要請しておきたいと思います。

それはまず、今回の法律の提案、私も賛成で〔〕

は、簡保も民保もそれぞれの立場、それぞれの機能を持つてゐるから、それぞれの機能を十分發揮して、お互に相競つて、全体として国民の利益の向上に資そうじゃないかというふうに話し合つたりしてきているところで、それが最近でござります。

○政府委員(江川晃正君) 先生御指摘のことは、
これから世の中を考えますと全くそうだなと思
うところでございます。年金が現在少ないのでは、
何といいましても、衣がえしてスタートをしたの
が十二年前の昭和五十六年でございますので、ま
だ言つてみれば幼児期なのかもしません。とい
ふことが一つと、もう一つは、今まで年金につ
いてはそこまで深く需要が認められていなかつた

んではないかと考へられます。
ちょっと私ごとで恐縮でございますが、私、昨
年七月に簡保局長になりましたとき、民間の生

いずれにしても支払っていかなきやならぬということは、郵政省もその立場に立っているわけですから、支払うきっかけ、支払い方の問題を含めてどうするかということが限られた問題としてあると私は思つんですよ。そういうことを郵政大臣はお考えになる気はありませんか。

○國務大臣(小泉純一郎君) 外国との関係でいろいろ難しい点があるということは今のお話でわかるわけでありますが、台湾というのは特に中国とのいろいろな複雑な関係もありますし、この問題については今政府部内で検討中と聞いております。ですから、その対応を見るしかないと私は思つております。

○及川一夫君　率直に言つて、きょう初めてこんなことを申し上げているわけですから、よしわかつたというふうにはなかなかならないかもしれません。しかし、日を追つて台湾人の人たちがさまざまな行動を我が国の国内で起こして、裁判という方法をとつてくると見ざるを得ないというふうに私は思うんです。ですから、やっぱり海外との関係、他国との関係ですから、日本政府あるいは日本人の誠意を見せるためにも何らかの工夫を凝らして、そういうような要求に応じていくといふか、実質的にそういう道を開いていくといふか、そういうことを考えていかなければならぬのではないかというふうに率直に思うのであります。従軍慰安婦の問題也非常に大きな政治的な問題にな

いうのがございまして、三十社近くござりますが、それらのいろいろな要望が時に一年に一遍ぐらい出てまいります。我々が予算要求をするとそれに見合つていろんな要望が出てくるということになりますが、そういう中で簡保について触れることがあります。それは、簡保と民保はお互いにそれぞれの機能を十分発揮して協調してやっていこうという趣旨のことを表現してよく出てござります。その中にたまたま、昨年ので申し上げますと、これは生命保険協会の協会としての言葉でございますが、官業である簡保は民間生保の補完に徹すべきものであるというふうに言つたりしてお

そういう日で今の簡保事業の現状を見ると、項目はあるけれども、シェアを見ると必ずしもそういう事態になつているとは思えない。保険・年金総額を足してみて、その中で一体年金の占める割合はどのぐらいかなということを計算してみると、百五十八兆のうち七千二百億ぐらいが要するにこの年金保険ということに実はなつているわけですよね。だから、ペーセントにしてみれば一%にもなりません。それこそ〇・5%ということになるような数字になつていいのではないか。そういうシェアにしか達していないから、かなりこれから簡保事業のあり方のウエートを、やはり年金というものを含めた保険事業ということにステップを変えていくことが非常に大事ではないかな。

やつてきたりして進めてきたところです。より一層個人年金がこれからますます高齢化社会の中で、先生おっしゃいますように亡くなつてからではなくて、自分の亡くなる前に立てると言うと変ですが、それまでの人生を豊かにさせるため道具として年金というのは非常に重要なってきたというふうに考えておりまして、おっしゃいますような重要な施策としてこれからますますここに力を入れて、国民の需要に見合へ、きめ細かいニーズに立つた年金を仕上げていきたい、また売り出していきたいと考えているところでございます。

○及川一夫君 最後になりますが、広告宣伝費の問題についてちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

りそうだというようなことも含めて、ぜひ郵政大臣にももう一考していただきまして、何かひとつ解決策がないかということをお考えいただきたいということを要請しておきたいと思います。

次の問題に移りたいというふうに思います。

それはまず、今回の法律の提案、私も賛成でございますが、この簡保事業というものに対して、民間保険と対置してあるわけですが、具体的に簡保事業は行き過ぎである、この点が問題だということを指摘されたことがありますか。あつたら具体的に内容としてどんなことが言われたのかということを教えていただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 古くは、十年前の五十八年の臨調の答申の中で、ちょっと私手元にございませんから正確な言葉の再現が難しうございますが、簡保が民業を圧迫しないようについて趣旨のことが書かれていたということは承知しております。それがその後の行革審の最終答申などで、だんだん変化してまいりまして、平成二年でござりますが、最新の第二次行革審の答申では簡保事業に対する個別の指摘はございませんで、郵政事業全般について、「官業は民業を補完しつつ適切な役割を果たしていくことを基本」というような表現であらわされております。

○及川一夫君 そこで、簡保事業ということを考えた場合に、私は持論として、昔のように、みずからが他界した場合に残された者のことを考えていて、わば資産を残す、あるいは保険をもつて死後の家族の生活を考えるという時代はもう去ったんじゃないかなと。むしろ、高齢化社会ということを言うならば、我が党の両議員が言われたように、わば夫婦でもつて長く生きる、そのための生活費をどうするかということを考える、それをまた前提にしたいわば生活システム設計というものを立てていくと、いうことが大事ではないのかと。

つまり結論的に言えば、年金というものにウエートを置き、しかし年金も政治でもつてすべてを補うということはもうできないということを考えるならば、やはり自助年金というのをお互いに奨励し合って、またその余裕がどのくらいあるかないかと、ということも関係はするけれども、そういうことを意識した生活設計というものを立てて

○政府委員(江川晃正君) 先生御指摘のことは、これから世の中を考えますと全くそうだなと思ふうところでございます。年金が現在少ないので何といましても、衣がえしてスタートをしたのが十二年前の昭和五十六年でございますので、まだ言つてみれば幼児期なのかもしれません。といふことが一つと、もう一つは、今までは年金についてはそこまで深く需要が認められていなかつたのではないかと考えられます。

ちよつと私ことで恐縮でございますが、私、昨年七月に簡保局長になりましたときに、民間の生保会社の社長のあいさつ文というのを一、三年にわたつて全部ちよつと見たわけです。どこの社長も大体二年前のあいさつで言つていたことは、ことしは年金元年という言葉を言つておりました。各社がこれからは高齢化社会に向かつて年金が新しい商品だぞということで注目し、力を入れて年金そのものにつきましても幾つかの改善を自らなかつたかなと思います。

そういう点で、私たちの方も五十六年に始めた新年金のラインは正解だつたなと思いますし、あわせて、先ほどもちよつと申し上げたのですが、年金そのものにつきましても幾つかの改善を自らなつてきました。

そういう日で今の簡保事業の現状を見ると、項目はあるけれども、シェアを見ると必ずしもそういう事態になつて居るとは思つて居ます。保険・年金総額を足してみて、その中で一体年金の占める割合はどのぐらいかなということを計算してみると、百五十八兆のうち七千二百億ぐらいが要するにこの年金保険ということに実はなつて居るわけですね。だから、ペーセントにしてみれば一%にもなりません。それこそ〇・5%ということになるような数字になつて居るではないか。そういうシェアにしか達していないから、かなりこれから変えていくことが非常に大事ではないかな。

○政府委員(江川晃正君) 先生御指摘のことは、これから世の中を考えますと全くそうだなと思うところでございます。年金が現在少ないので何といましても、衣がえとしてスタートをしたのが十二年前の昭和五十六年でございますので、まだ言つてみれば幼児期なのかもしれません。ということは一つと、もう一つは、今までは年金についてはそこまで深く需要が認められていなかつたのではないかと考えられます。

ちょっと私ごとで恐縮でございますが、私は昨年七月に簡保局長になりましたときに、民間の生保会社の社長のあいさつ文というのを、一、三年にわたつて全部ちよつと見たわけです。どこの社長も大体二年前のあいさつで言つていたことは、ことは年金元年という言葉を言つておりました。各社がこれからは高齢化社会に向かつて年金が新しい商品だぞということで注目し、力を入れ、そして売り出そうという工夫をし始めたときじやなかつたかなと思います。

そういう点で、私たちの方も五十六年に始めた新年金のラインは正解だつたなと思いますし、あわせて、先ほどもちよつと申し上げたのですが、年金そのものにつきましても幾つかの改善を自らやつてきたりして進めてきたところです。より一層個人年金がこれからますます高齢化社会の中で、先生おっしゃいますように亡くなつてからではなくて、自分の亡くなる前に立てると言うと変ですが、それまでの人生を豊かにさせるための道具として年金というのは非常に重要になつてきました。いうふうに考えておりまして、おっしゃいますような重要な施策としてこれからますますここに力を入れて、国民の需要に見合つ、きめ細かいニーズに立つた年金を仕上げていきたい、また売り出していきたいと考えているところでござります。

どうでしょう、通信委員会として、広告宣伝費ということをとらえて意見が出るというのは初めてじゃないかなというふうに認識しているわけですね。というのは、いつから一体広告宣伝という予算項目が出てきたのかなということが一つと、それから宣伝費について民間の動向というものを見ると、電通広告社でもあるいは雑誌講談社でも、さらには博報堂でもかなり広告事業というのが逼迫をしてきて、逼迫するということは各会社とも広告宣伝費というものをぐぐと絞っているわけですよ。したがってなかなか競争も厳しいし、なかなか収益も上がるような状態じやない。はどうするかということできゅうきゅうとしているような状況ですね。

そういう中で郵政の広告費というものを見る

と、大体毎年上昇傾向をたどってきているし、民間産業界からいえば、官ですから、結構な話だということになるんだろうというふうに思うんだけれども、宣伝費のかけ方について、これはどういう考え方でこれからも対置されようとしているのか。今年の予算はもう成立しているんですから、それにとってのこうの言うわけじゃないけれども、宣伝のあり方を含めて郵政省としての考え方を聞かせてほしいということです。

○政府委員(江川晃正君) 国営事業でございます

から、宣伝につきましては品位といいますか、節度を保つことでやつていただきたいと考えるのがまことにあります。PRの経費、宣伝の経費というものは、五年度でいきますと、簡保で申し上げますと十億少し強ぐらい予定してござりますが、それはすぐテレビとかラジオとかというふうに思ひ浮かべますが、同時に、各郵便局でパンフレットをつくったり、チラシをつくったり、何かつくつたりといふこと全部含めての話でございます。それらを節度を保つた形でPR活動に努めていきたいなと思つていろいろところでござります。

○及川一夫君 終わります。

○常松克安君 まず大臣、早朝より電波の日のN

H.K.出演、御苦労さまでござります。

たしかおじい様のお名前は小泉又次郎先生だと伺っております。第三十三代通信大臣就任。就任されましたのは昭和四年七月二日。それより二年有半、昭和六年十二月十二日までお務めであります。

なぜかようなお名前を御披露申し上げるか。この今いただきました簡保の書の中に、この大臣にありましたときに、昭和五年十二月、高齢の被保險者に対する保険料払い込み免除制度の実施。あるいはまた昭和六年十月、団体取り扱いによる保険料の割引制度の実施。嘗々として六十年間、今までこの法律は生きておるわけであります。親子三代続いて国政に携われ、名家でございます。

郵政大臣に就任のこの時期にあります、参議院の我々のこの委員会でいろいろの提言、いろいろなお話をしまいました。真摯に受けとめていた

ただきました、あくに向かつての國、國民の幸せ

のための法律、制度というものをどうか立派におつり願いたい、そういう要望で御紹介申し上げたわけでござります。

さて、質問に入ります。私は一点に絞ります。そ

れは簡保資金の運用。この運用というふうなもの

が果たして安全なんだろうか、大変な赤字を背負つていくんじやなかろうか、あるいはまた簡易保険者の利益保護につながらない状態ではないのか。PKOは参加することより撤退することの方

が難しい。時にはそういう大英断というものがな

くしては、国際ファンドに向かつてのあり方とい

うものが問われている。よつて、まずお聞きいた

します。

今累々と同僚議員の御指摘がありましたが、いろいろサービスだと新しい制度をつくり、本当にサービスを受けるのはただじやございません。たとえ一千円でも二千円でもかかるわけでござります。それらを節度を保つた形でPR活動に努めていきたいなと思つていろいろところでござります。

○政府委員(江川晃正君) 全体として運用を行

りますから、ある部分だけをとらえて全体を議論はいたしませんが、その部分だけをとらえますと、これが運用益を生まなくなつてきているという事

ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 じゃ、財産であるからにおいては安全確実の運用でなければならないと思ひます

が、いかがでしようか。

○政府委員(江川晃正君) 運用法の第一条の目的の中にも、先生おっしゃいますと同じように、確実で有利ということを書いてございます。

○常松克安君 しかば、運用益について、赤字

であると認識されるときははどういう基準をもつて

赤字と認識されるんですか。

○政府委員(江川晃正君) いろいろと難しうございますが、一つの見方でございますけれども、投入した資金と現在それが評価されている額との差の大小によつても、一つの赤といふことも表現得ると思います。ただ、それをもつてすべてではございませんが、ある一つの部分だけを見たときにも、それをいろいろな大小の差でもつて評価することもできようかと思ひます。

○常松克安君 例えは何兆円の金を動かして、当初その金で百億も上げましよう、運用益で得ましょう、しかし運用益がゼロだった、これは赤字と認められますか。

○政府委員(江川晃正君) 言葉の使い方によるかも知れませんが、運用がゼロだったことをもつて即赤字といふか、運用は配当を生まなかつたといふ事実認識に立つて次に進むかといふのは、その物事の表現する立場によつて違うかと思います。

○常松克安君 じゃ、非常に危険な状態であると

いうふうな見方はいかがでしよう。

○政府委員(江川晃正君) 全体として運用を行

りますから、ある部分だけをとらえて全体を議論は

いたしませんが、その部分だけをとらえますと、これが運用益を生まなくなつてきているという事

実については、それは危険といいますか、何か考

えなければならない事態だなという認識は持ちま

す。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますのは、この簡易生命保険特別会計貸借対照表でございます。

○常松克安君 が、保有残高は外債が三兆二千六百七十億ほどございます。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保資金をもつて外債を購入されております。今幾ら動かしていらっしゃいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 三年度末でございます。

○常松克安君 ます。

○政府委員(江川晃正君) 先生おっしゃいますとおりでございまして、保険の資金といいますのは加入者によつて集められた金でございますから、預かり管理しているということで理解しております。

○常松克安君 具体論に入ります。

○常松克安君 今こちらの手元に参考資料としてあります、簡保特別会計貸借対照表、これに準じて御説明をいただきたい

○政府委員(江川晃正君) 全部が全部というわけではありませんが、平均しますと、この利子率が七・〇%ぐらいで回っていると承知しております。

○常松克安君 いや、金額は幾らなんですかと言つてゐるんです。

○政府委員(江川晃正君) ちょっと手元には計算してございません。

○常松克安君 こちらで指數を出されましたものを掛け算いたしますと二千百億円前後の数値になります。しかし、これは私の素人の計算ですから、どうか間違いかあつたらまた後ほど御教示のほどよろしくお願ひします。

聞きたいのは、その二千百億円、毎年毎年外債を購入して入つてくる金額、これもドル払いです。これを為替円レートに換算すれば、またこれも減つちやうわけです。こういう私の認識は間違いでございましょうか。

○政府委員(江川晃正君) ドルベースで返つてくれるものが、ドルを円に換算しますとそれなりの数字が出てきて、多分今は円高ですからふえるだろうという方程式はそのとおりだと承知いたしました。

○常松克安君 入つてくるのがふえるんですか。私は減ると思つてゐるんです。

○政府委員(江川晃正君) マイナス部分と称される部分がふえるというふうに私は申し上げたところです。

○常松克安君 いや、もう少し先に進みます。

平成四年度のここで出でておりますところの五千二百七十八億円の簡保資金の損失、このときの計算は、円レートは何円で計算していきますか。

○政府委員(江川晃正君) 百二十二円でござります。百二十二円で計算してこのようになつてゐる、こういうお答えですね。そうすると、今の価格で万々一想定しますと、百七円としたならば、この金額数値というものがもっとふえちやう。約七千億とちまたに言われる

ことも、これまた誤つた見方ではない、こういうふうに思ひますが、いかがですか。

○政府委員(江川晃正君) 現在は確かに百何円でございますから、五千二百七十八億よりも数字がござりますから、五千二百七十八億よりも何円でござりますか。

○常松克安君 じゃ、また違つた一面。米ドル、米ドルといつて、米国の国債ばかり買つてゐるんじゃないですか、カナダの国債もちやんとふえているんですから。このカナダのドル、すなわち専門的にはキャンドルと言うそうでござりますけれども、キャンドルが平成三年、平成四年、平成五年とどういう動きになつておりますか。

○政府委員(江川晃正君) 平成元年と三年と四年でござりますね。元年は百三十四・八四円、三年が百十一・五九円、四年が予算で九十八円のところでござります。

○常松克安君 お聞きいたしました理由は、米ドルと同じように、やはりキャンドルに対しても円高になつてゐるわけです。ですから、その国債の収入も損失とこうなる。

○常松克安君 その上、御心配あそばすな、毎年二千億円前後の利子が入つてます、それは十年債でござります。十二年債でござりますと。ところが、百円を切るような珍現象が起きたとしたならば、今おつしやつた三兆数千億円の元金を割ちまうわけですね。元金を割らずに金利というものが積み重なつて、これで最初のお立てになつた運用の妙これありなんでござります。

こういう現状というものは、五千円、一万円、二万円、月掛け、半年掛け、一年掛け。一年なら一割引き、半年は〇・五、即決になれば何ヵ月か引いてくれる。そして庶民がはたいたお金で、備えあれば憂いなしという気持ちで掛けたこの簡保が、たゞ数字上であろうとも、三千億、五千億、七千億と推定されるような損失というものがあつたとなつてゐる、こういうお答えですね。

○政府委員(江川晃正君) あなたおつしやいますか。

○常松克安君 先生おつしやいますこの危険の部分の御理解は、全くおつしやるとおりございまして、私たちも部下が胃袋が痛むだけではなくて、局長の私も胃袋が痛くなるくらい真剣に悩んでいるところでござります。

同時に、こういう考え方、これは開き直りではございませんが、我々の運用といいますのは全部で運用しているわけでござります。全部と申しますのは、外債もありますが国内もある。国内の指定單による株もあるし、じかに我々が買つ債券もございます。そういうものを全部、ストックで五六十五兆円ほどございますが、これを適切に張

感に、毎日毎日の円高のニュースは胃が痛むと言つていらしゃいます。まさに御苦労さまでございます。

○常松克安君 確かに金利というものが米ドルから日本のお金にかかると減つてしまつ。わかっています。わかるからすぐそれで国債を買い増します。一つの追い打ちをかけて、株と一緒に打ちをかけて損害を少なくしようとしている。そういう努力をしながらも、断じてこういう問題は損しません。損しまないと。そこへもって、この外国債のときにまたほかにならないのは証券会社の手数料なんですね。これはどうなつてゐるんだろうか。非常に重箱の隅をこづくとおしかりを受けるかもしれません。

私は、こうして今日までやして、十年、二十年満期のときに、剩余金として積み重ねられ、庶民にお返しなすつたその歴史の中、外国債購入ということについて、直面されるこの苦境といつもの弊を察するに余りあるものがあるんですが、十年掛けたときに、清算するしないは別にして、それが完璧に元金まで削られたら剩余金はどこから出でくるんですか。これが安心確実とおつしやつたところです。これが安心確実とおつしやつたところの運用でございましょうか。難しい面があると思います。

これに對して、リスクをえらい背負うときの対策、どういうふうに考えていらつしやいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 先生おつしやいますこの危険の部分の御理解は、全くおつしやるとおりございまして、私たちも部下が胃袋が痛むだけではなくて、局長の私も胃袋が痛くなるくらい真剣に悩んでいるところでござります。

同時に、こういう考え方、これは開き直りではございませんが、我々の運用といいますのは全部で運用しているわけでござります。全部と申しますのは、外債もありますが国内もある。国内の指定單による株もあるし、じかに我々が買つ債券もございます。そういうものを全部、ストックで五六十五兆円ほどございますが、これを適切に張

りつけて、全体の利益がプラスになるように考えます。外債について、これは先生御案内のように、実は六十五兆円のうちでは五・九%ぐらいのもので、この外債を五十六年にスタートしたときに小さくするための外債の買い方といふのは、危険な国、カントリーリスクなどと申しますが、それの小さいところから買うとか、それからより利子率の高い債券を買うなどのことをしながら、しかも国内におけるいろんな利子率の高低を見て、そこでここに適当な額を張り込んでいこう、こういうやり方で実はやつてゐるつもりでござります。

外債について、これは先生御案内のように、実は六十五兆円のうちでは五・九%ぐらいのもので、この外債を五十六年に先輩が開いたんだと私たち考えております。

その際に、先生おつしやいますように、危険を避けて、そのやつたものが、今この時点でそこだけを取り上げますと、円高の問題などもあつていわゆる損益が少しうでいるように、先生おつしやいましたように売つてゐるわけではございませんが、その数字が出てきているということは確かでござります。

そういうときには、そここの点における赤といふんでしょうが、同じことはよく見定めながら全体のポートフォリオを考えていきたい、そういうふうに考えておるところでござります。

○常松克安君 御苦勞は先ほど申し上げますように察するに余りあるものがござりますけれども、頑丈な堤防といえどもアリ一穴のその小さな穴から堤防は崩れてしまうという例もございます。あちこち安全、こうしてござりますから大丈夫。丈夫な金利のファンダムは今どこにありますか。しゃばでは、浮世では金もうけは死の病と言ふん

です。こういうふうな何兆円という金を動かすのはもう命がけのはずです。大変なことなんですね。一つ誤つたら屋台骨を崩してしまいます。それをこの会員全員が株だ外国債だのために敗者となつてもいいでしょうか。

こういう危険性も非常にはらんでおるという位置づけで、もう一度くどいようでございますけれども、この平成四年度末の掲げられました五千二百七十八億円、実際は計算してみなきやわからないと私は今、利益のことをどうするんだ、手数料をどうするんだ、あるいは円レートの問題はどうなんだと言つたら、この数字より私は上回るというふうに試算いたしましたが、それだけはお認めいただけましょか。

○政府委員(江川晃正君) 先生の御心配なさつて

いる論理といふのも、私はおっしゃるとおりだと思つておりますし、五千二百七十八億円を多分上回るんじやないかという部分につきましても、予測的にはそうじやないかなと私も考えておるとこ

ろでござります。

○常松克安君 外国債はこのぐらいにいたしまして、あと細部についてはこれより決算の総括締め

くりで細かくいきます。

次は株の指定單でございますけれども、私は、郵政が国民経済をいいころかげんにして、金融が

バブルをつくり、バブルをはじめし、その後しりぬぐいを助けた、こういうふうな考え方を一面に持つております。少なくとも、簡保の資金七兆二千億が株指定單、三兆というものが外国債、合

わせて簡保だけでも十兆という、これだけのものが現実に、せんだって以来もう毎日のように株が下がると公的資金、最近はもうそれを通り越してしまつて簡保資金、公的簡保資金の下支えで値を維持しております。字句はもう出ておるんです、堂々

ところが、一面これはまた、年とった郡部の山奥の方々にしては、ええか、断じて株だけは手つけるな、あの人も田地田畠全部株ですつた、この教訓がいまだに生きている。言い伝えられている

ということも一面でございます。

そうしたならば、この株式の中で、一つだけま

す疑問を呈してまいりたいと思います。それは、この簡保が株を購入することは戦前にもあったと思ひます。どういう株をどれほどお持ちなので

か。

○政府委員(江川晃正君) 調べましたところ、戦

前には、株を購入することができたものですから、確かにございました。

電力会社の株を買つていた

ようです。あと一つや二つ何かあったかと思いま

すが、十か十一ぐらいあつたように思います。

○常松克安君 済みません、くどいようでござい

ますけれども、冒頭からこれは国民の財産だ、こ

の認識を求めました。それをです、お答えがぐら

いだろうとはいかがなものでございましょ

う。

○政府委員(江川晃正君) 失礼いたしました。十

一でございます。

○常松克安君 今出なきや出ないで結構でございま

すけれども、当時、購入価格は一円五十銭です

か、一円ですか、一円三十銭ですか。今日において

含み益はどのぐらいあるんじやうか。出なきや

後日で結構です。

○政府委員(江川晃正君) 後日にさせていただき

たいと思います。

○常松克安君 なぜ戦前のことで私はぶり返し

てお尋ねしたかといいますと、そちらのお考えの

中には、株といふものは、そんな売つたり買つたり

郵政がしましようか、これはもう中期、長期にわ

たつての資産としての運用というふうなものがあ

る方であるべきだ、こういうふうなお話、御説明

も伺いました。

そういうことであれば、戦前からそうした株と

いうものは、いまだに大事に持つていらつしやるの

が、一円ぐらいで買ったのが今四千円か五千円に

なつてゐるかそれは知りません、知りませんが、

もう一遍もとへ戻しますよ。ですから、その辺

のところの赤という認識はどこに基準ですかと

おっしゃつてください。

○政府委員(江川晃正君) 私、これ仕事で公式に

決まつてることかどうかわかりませんが、事業

団との関係では、先生おっしゃいますように簡保

本体から事業団へ貸し付けまして、一定の利子率

で返してもらいます。返してもらうだけの稼ぎが

そこらであつたらば、それはそれでいいと。その

ところが私が言いたいのは、この収益金、どう

いうふうな仕組みになつていてか少し御説明願え

ませんか。——こちらからそれなら申し上げま

しょう。まず、運用する郵政は事業団に対して、え

えが、本年の財投利回りをするならこれだけの分

だから、これだけのものを必ず持つてこいよ。そ

れでもうけが余るなら法律準備金で積めよ。そし

てまだもうかる努力、御苦労さん、納付金で納め

ろ、こういう説明、間違つておりませんでしょ

う。

○政府委員(江川晃正君) 全く先生の御説明のとおりでござります。

○常松克安君 しかばな話早うございます。

百四十四億円、運用の妙を得ずゼロでしたとき

た。法律で定めるところも四十億円足りません、

こうおっしゃる。でありますから、当然決算書を

見せていただきますと平成三年度納付金、これは

ゼロですか。

○政府委員(江川晃正君) ポイントは、五・五%、

五百五十億返つてきたとして、さらに準備金が仮

にゼロだったとしますと、そこで私はあえて大胆

なことを言えど、それがとんとんどううと思いま

す。準備金が積めたら、それだけでも次のステッ

プの足しになつてゐるわけですから、それは黒だ

ろうと。積んだ後なお納付金まで出さなければ赤だとと言うとすれば、これはかなり商売としては過酷ではないかなと思います。

○常松克安君 では、くどいようでござりますけれども、平成三年度における事業団の利回りと財投の利回りの差はどれだけでしようか。

○政府委員(江川晃正君) 借入コストが五・九五でございまして、運用利回りが六・一五でござります。パーセントでございます。

○常松克安君 そういう数値をもとにいたしまして、〇・何%にもう圧縮されているわけです。もう一度申し上げますよ、事業団へ貸し付けた。財投を貸したら大蔵省の方から、いろんなところからもらはんやで、手前のところ返してもこの分だけは削るなよ、元利ともに持つてこいよと、こうおっしゃる。このさやというものがもう〇・何%に近づいておるんです。そういう意味で私はこの平成四年度外国債の危険も株の危険も同列で、赤信号でないとおっしゃるなら黄色ではなかろうか、こういうふうに思つんで。

ところが、過去簡保掛金をしていらっしゃる人がいにくとして、二十年掛け、この一番赤のどん底のときに満期になつたら剩余金あらしませんのやわ。剩余金が積めませんのやわ。どうしてくれます。

○政府委員(江川晃正君) 假定の問題かもしれない。ことしの場合を申し上げますと、剩余金は一応積むことができましたので、そういう意味では加入者に不利益をもたらすことはなかつたと考えております。

○常松克安君 明言でございましょう。それを見かせていただきまして、国民の皆さん安心します。局長答弁でござりますから間違いないと思ひます。もう一つ違つた面でいきます。制度が変わりまして、事業団へ貸し付けたもの、五年間でまとめて元利を返却しなさいと。そうしますと、利子といえども年々には向こうから入つてこぬわけですな。いかがでしようか。

○政府委員(江川晃正君) 具体的な金額は入つてまいりません。おっしゃるとおりです。

○常松克安君 じゃそれを逆にいたしまして、会員預金者の立場から。今まで大体その年その年く運悪いですか。これから五年間に満期になる人はどないなるんですか。

○政府委員(江川晃正君) 五年間金員が入らないからといって、配当金がその分だけないという仕組みではございません。ちゃんとその年に入るべき利息分は会計上処理されしております。

具体的に申し上げますと、各年度の末時点において、簡易生命保険特別会計に受け取るべき利子、五・五なら五百五十億といたします。これが未収益ということで計上されまして、剩余金計算の中に適正に入れられます。したがつて、それが分けられますから、具体的にはその年の加入者に金が入らない、配当金が行かないということではございません。その分ける金はどこから来るかというと、その年の保険料収入した現金から出た利息、そういうわけでございます。それは会計上うまく処理されております。御心配ないように処理されております。

○常松克安君 そんなつづけんどん、御心配せんでもええわいというようなことをおっしゃると、いうことは、私は真摯に質問申し上げておるんですから、それは何という言い方ですか。

○常松克安君 いや申し上げましよう。これなどないしてくれることから、それは何といふかと考へてあります。

○常松克安君 そこまでおっしゃるならば、それだけの剩余といつものが予想より低くなつてしまつて、その年もまた事実かと思います。

○常松克安君 しかし、そこまでおっしゃる年も、その年もまた事実かと思います。

○常松克安君 まだ固まつておりますが、平成三年度、これよりも下回るんではなかろうかと推測されます。いかがでございましょうか。

○政府委員(江川晃正君) まだ決算は現在取りまとめ中のことはございませんが、最近の金融情勢から見れば、平成三年度、これよりも下回るんではなかろうかと推測されます。いかがでございましょうか。

○常松克安君 今一方、毎日毎日いろんな皆様から、この簡保資金の一挙手一投足、少なくとも株買い支え、あるいは指定單運用について御心配をいたしました。御心配ない、これでいいじやございませんか。膨れ面なんかして、何だおまえの言つてることは、そういうふうなことにならぬようにしていただきたいと私は思いますよ。

○政府委員(江川晃正君) 私の言葉が足りなかつたら申しあげございませんが、受け取らないんだけれどもそれはどうなのかという趣旨で、会計処理はこうなつていて、ということを御説明したわけでございます。つまり、五年に一回払いですから、その前の四年間はどうするのかというときに、毎年いたくべき利子分は未収収益、会計処理上そういう言葉を使うようございますが、未収収益として計上して剩余金計算に適正に反映させておられますということをございます。

そうすると、それは實際には、そのときに満期になる加入者に対して、その剩余金がそこから計算上出てまいりますから、そのときに満期になる加入者が、先生おっしゃいますように、もらうものがない、じゃないかとか損するじゃないかとおっしゃることにつきましては、会計計算上そういう損がないように処理しているつもりですといふことを申し上げたところでございます。

○常松克安君 いかにそうして処理されましても、現実そういうふうなものが低下するならば、それだけの剩余といつものが予想より低くなつてしまつて、その年もまた事実かと思います。

○常松克安君 しかば、そこまでおっしゃるならば、それは何といふかと考へてあります。

○政府委員(江川晃正君) 適正なポートフォリオの中では、我々は運用していくと考えておる中での先生の有一面をとらえた鋭い御指摘につきましても、我々は今後の運用の中でその御意見、御示唆を生かしていきたいと思います。

○常松克安君 次に行く前に、少しこの辺で、今までの論議が非常にはしょつてしまつて、不十分な、お聞き苦しいところもございましたかも知れませんが、やはり大臣といたしまして、数多くの方々、小口、そういう方々の集めたこの運用といふ問題について、いろんな視点から私的提言申し上げてまいりました。だからといって、これがすぐさま、あすからそういうふうに日本沈没になると、私はかかるべき論議かと、かようになりますが、いかがでしようか。

○政府委員(江川晃正君) 適正なポートフォリオの中で、我々は運用していくと考えておる中での先生の有一面をとらえた鋭い御指摘につきましても、我々は今後の運用の中でその御意見、御示唆を生かしていきたいと思います。

○常松克安君 次に行く前に、少しこの辺で、今までの論議が非常にはしょつてしまつて、不十分な、お聞き苦しいところもございましたかも知れませんが、やはり大臣といたしまして、数多くの方々、小口、そういう方々の集めたこの運用といふ問題について、いろんな視点から私的提言申し上げてまいりました。だからといって、これがすぐさま、あすからそういうふうに日本沈没になると、私はかかるべき論議かと、かようになりますが、いかがでしようか。

○政府委員(江川晃正君) まだ決算は現在取りまとめ中のことはございませんが、最近の金融情勢から見れば、平成三年度、これよりも下回るんではなかろうかと推測されます。いかがでございましょうか。

○常松克安君 まだ固まつておりますが、平成四年度の利払いといいますのは、金利低下とか株価の低迷の影響などを受けまして、先生おつしやいました数字よりもなかなか厳しくなるのにならぬかなどといふ認識を持っております。

○常松克安君 今考えられるとするならば、私が申し上げたいのは、上昇機運のときは勝てば官軍なんですよ、変な例でござりますけれども、一つ人間が下り坂になると、負ければ賊軍で何もかもみんな悪くなつてしまう。

こういうふうなときこそ、今までこの運用の法を審議なさいました国会の諸先輩、先生方の意見集約論議の中から、いろいろとそういう問題の歴史をおつくりになつてきましたはずでございまます。しかし、まさか百三十円前後の円レートが百円前後になるとは、これはだれも責任の持てない

な例でござりますけれども、一つ人間が下り坂になると、負ければ賊軍で何もかもみんな悪くなつてしまう。

この法を審議なさいました国会の諸先輩、先生方の意見集約論議の中から、いろいろとそういう問題の歴史をおつくりになつてきましたはずでございまます。しかし、まさか百三十円前後の円レートが百円前後になるとは、これはだれも責任の持てない

な例でござりますけれども、一つ人間が下り坂になると、負ければ賊軍で何もかもみんな悪くなつてしまう。

この法を審議なさいました国会の諸先輩、先生方の意見集約論議の中から、いろいろとそういう問題の歴史をおつくりになつてきましたはずでございまます。しかし、まさか百三十円前後の円レートが百円前後になるとは、これはだれも責任の持てない

國債券の方が有利だという気持ちを持つてこういう事業を始めたんだだと思います。しかし結果は全くのところそうでもない。金融の専門家でもやけに多い場合はたくさんあるんです、外國債券といふことをやっている場合は株といえども。一番安全だと言えば財投による預託金です。これじゃ有利じやない、安全で確実だけれども、より有利性を追求したいといふことではこういう自主運用を始めた。ところが、ちょっと様子が違ってきて、私も大きな懸念を抱いています。PKOじやありませんけれども、民間の会社でも外國債券の運用には手を引き出しましたね。

ですから、この問題は非常に加入者の利益を擁護するという観点からも大事な問題ですから、御指摘を十分に受けとめて、慎重に今後対応していくべきやならぬ。御意見は大変適切な御指摘だ十分心してこれから運用を考えなきやいかぬ、そういうふうに考えております。

○常松克安君 いや、方向を少し変えまして、とわざかでございますが、せんたつで睡眠簡保について少しお尋ねしたわけであります、この辺のところ少し補完的な意味でお教え願いたいんであります。

少なくとも、二年掛ける、三年掛ける、時には整理掛けをされる、こういうふうな方々は違約金を取られまして、相当掛けた金額よりも少なくなる場合がある。しかし、とはいしながらその中にお金が残るわけでござりますが、こういうふうなものについては、やはり満期まで睡眠簡保といふような性格のもとにずっと継承され、そしてそのままにかるべき処理される年度が来ればこういうふうな处置になる、こういうことと私は思っているんですが、よろしくごいいましょうか。

○政府委員(江川晃正君) 先生のおっしゃるとおりと思いますが、代名詞の部分をちょっとつけさせていただきますと、五年で時効になるところで、こういうふうなときというのは五年たったときというふうに御理解いただければよろしいかと思います。こう処理するというそのこう処理

○常松克安君 その際にあわせて少し懸念がござります。郵貯の場合十一年間動かない通帳が五十一億円処理される。やはりこれは権利消滅金といふ法律をお持ちなんだとございます。それによってかかるべく会計処理されておりますが、睡眠簡保につきましてはこの法律の枠の中に入るんでしようか。そうじやなくして、あくまで約款という立場で、そして内部規程によつて処理されているんでしようか。そこがこれから詰め方によつて少しひどい差異が出るものですから、お教えください。

○政府委員(江川晃正君) 消滅のことは簡易保険法そのものに書いてございまして、先ほど申しました五年消滅時効でございますが、その後の取り扱いは、先生おっしゃいます意味では、内部規程通達で処理することとしてござります。

○常松克安君 いま一つ最後のまとめとしてお伺いいたしますけれども、かんば健康増進支援事業というところ、本日は時間もございませんので、何を称して健康と言うのかという概念論議はきまります。そういうふうな事業を行われるところによっていろいろな効果も出ることでございましょうけれども、逆なまた言い方しますと、簡保資金の利回りが低下している中で、こういうふうなところへ十五億円も支出する、せねばならぬ、する方が会員のためにプラスなんだ、こういうふうに判断されたその考え方の根底には何があるんでしようか。

○政府委員(江川晃正君) 今回のかんば健康増進支援事業というサービスを提供するに当たりましては、基本的なこういう哲学を持つております。一つは簡保事業のサービスとして保険給付サービスを行う。これは当然に運用の配当利益も加算して出でます。もう一つ、加入者福祉施設の充実を図つて加入者一本と一本元していく。もう一本の柱がありまして、このことは案外気づかないところ、言うなら

私たちの宣伝が下手なものですから案外気づかれておりませんですが、相当昔からやつておられます。郵政省の簡保といふのはまさにこの両輪で走っているものだと理解しております。その右側の代表例がラジオ体操とか、それから先ほど来話に出でておりますカーサ・デ・カンパンの施設をつくるとかなどでござります。

そういう両輪のこちら側の一つに今回健康増進支援事業というのをつけ加えることにしたわけでございますが、その趣旨は、効率的に加入者福祉の増進を図るために、地元といいますか地域地域で現に加入者がやろうとしていることを、それに対して支援する形で還元していく、というその福祉施設というのを、ここで何か地域密着型でやつていくと加入者の利益にかなうんじゃないかという視点に立って、いわば両輪の一つの車輪にもう一つ施策をつけ加えたという次第でございます。

十五億円も何だとおっしゃるところもありますしあうが、わざかと言ふと語弊ございますから言いませんが、これが非常に多くの人たちに使われるとそれはそれで大変よい効果が上がるんじやないか、私はそう考へているところでございます。

○常松克安君 質問を終わります。ありがとうございました。

○中村聰一君 この積立金の運用に関する法律の一部改正の法律案でございますが、その中で、優良企業が期間を設定いたしましてCPを発行する、こういうことでございますが、このCPの発行に当たっては、優良企業ということをございますね。優良企業はどういうものであるかを決めなきやいけませんが、その決めるための機関といふのは幾つぐらいありますて、そのCP発行に行つて、どういう基準に基づいておたくの会社には約束手形を出していいですよという許可を与えるというんですか、格付をするんですか。

○政府委員(江川晃正君) CPを発行できる企業は、ある種の格付というのがございまして、その格付はA-1、2、3、B、C、Dというふうな上下がありますが、その中でいくと、A-2以上でな

きやいけないというふうに大蔵省で定められております。その格付をする機関というのは大蔵省の指定によりまして今九つの社がございます。そういうものがどういう視点で格付をするのかと申しますと、九つございますから微妙にはそれぞれ見方が違うでしょうが、もともとそういう債券を発行したりなんかすることに担保力がある、信用があるということを証明するための格付でござりますから、結局見るところは大体似てくるところでございます。そういう意味では、ある一つの格付機関の言葉をちょっとかりて引用させていただきますと、その会社ではこういう言い方をしております。

C P が短期借入金や割引手形などに代替するものであることから、その返済期日に支払い準備が安全と思われる一定の水準を維持しているかどうかなど、資金繰りや流動性といった短期的な視点を重視するというような言い方をしておりまして、じや具体的に何を見るのかと申しますと、資金繰りの状況とか手元の流動性の水準とか、流動性補完の手段とか財務活動の基本方針などなどを見まして、それで A の 1 から 2, 3, B, C, D, こういう格付をするという仕掛けになつております。

○中村鉄一君 そつしますと、私がいただいた資料では、A-1 が債務履行の確実性が極めて高い、A-2 が債務履行の確実性は高い、A-1 と A-2 が C P 発行ができる。A-3 は、債務履行の確実性は良好な水準にあるが環境が変化した場合影響を受けれる可能性がある。この確実性が非常に高いといふのと、環境が変化した場合影響を受ける可能性があるということを客観的に的確に科学的に決める。今おつしやつた九つの機関はそれがそういうふうに完璧に履行できる保証はあるんでしようか。それとも、格付機関の恣意とは言いませんが、能力といいますか、そういうものによって多少のそこにはらつきというものはある、そのように理解しておられるんですか。

○政府委員(江川晃正君) 格付機関は、だれでも

が勝手にでかけるという機関ではないようでございまして、大蔵省の一定の基準に従つて指定を受けている組織、会社と申しましようか、でございます。それが先ほど申しましたような視点に立つて分析していくわけでございますから、それなりに分析のできる評価ではないかと私たちには理解しております。

かという基準によつて分類された基準でございま
す。そして、そのことを今度の改正法律案では第
三条第一項に十九号、二十号とこうやつてあるわ
けですが、十九号の方が国内の法人が発行する国
内CP、それから二十号の方が外国の方で海外発
行するCPというふうに対応できる仕組みで法律
を書いてございます。

の人の年金付学資保険に入る。それはできるかできないかという問い合わせざいましたならば、できますということござります。

ただ、もう一つ、第三者のためにする契約になりますから、被保険者、この子供の同意を得る必要が生じてきます。そういう条件は若干ございますが、それは当然同意できるでしょうから、その

払い込み不要と、こういうことになつておりますが、これは期間の設定はあるんですか。例えば契約してから一ヶ月とか半年とか一年とか、それはあるんですか。

○中村銳一君　だから、それなりにとか、信用のできる機関であると私たちは理解していますしやなくて、こういうものは短期とはいながら無担保で莫大な金を融資するわけでござりますからよほどこれはだれが見てもびくともせぬような基準があって、しかもそういう格付をする機関というのは、これまでだれが見ても、ああこの機関がやるのであれば、この機関がA-1と言いA-2と言えば絶体絶命といいという、そういう信用性が担保されなければいけないと思うんでですが、もう一遍伺いますが、それは心配ないんですね。

○政府委員(江川晃正君) 海外CPについての円高とのかかわり、為替とのかかわりにつきましては、ドルで買えばそういう問題が生じるという点では全く同じ問題でございます。
○中村鉄一君 じゃもう一遍確認しておきますが、格付機関の複数に格付をさせるわけですから、結果において、ああこの会社にCP、約束手形を発行させたのはますかつたというようなことは起こり得る可能性はないわけですね。それは大丈夫なんですね。

法定代理人の同意を得ればいいでしょうし、ございましょうから、若干そつとうものがありますが、できるかできないかといえば、できるとお答え申し上げます。

○中村鉄一君 おじさんおばさん、これは返事をもらっていない。

○政府委員(江川晃正君) 簡保におきましては、一定親族に限るという制約を設けてございません。したがってできます。第三者の掛ける保険になりますから、被保険者の同意も得るというそつとう手続は若干必要になりますが、基本的な障害

○中村銳一君 その死亡事由はあるたろうと思う
んですが、その死亡の事由は問いませんか。
○政府委員(江川晃正君) 二つあります。一つは、
二年以内の自殺はダメなんですね。
そういうことがない限り、きょう申し込んであした
成立した場合ですが、あした亡くなつたとしても、
それは有効に契約は成立いたします。この保険で
いきますと、亡くなりますと保険者はその先は保
険料を払わなくて済み、かつ年金が出るようにな
る、ここは一月であろうと一年であろうと一緒で
ござります。

○政府委員(江川晃正君) C.P.を発行するためにはこの種の格付機関からA2以上の評価をもらわなければだめだとなっております。それで、一つのところがA2を出しているというだけではありますんで、幾つも見まして、それがその企業にA2以上のものをしておればいいと考えて我々は対応していきたい、そう考えております。

○中村銳一君 C.P.に海外C.P.がございますが、私この海外C.P.というのがよくわからぬのですねが、海外C.P.というものと、現在の例えは円高でありますとか、それから今回の改正案との関連といいますか、そういうものを教えていただけますか。

と私に尋ねられましても、格付機関がやることでそれを我々は信頼してやりますから、それはそれで信じたいと思います。よいという盡然性は非常に高いんじないかと思つています。

○中村銳一君 次に、この育英資金でございますが、この契約者の範囲はどうなつてありますか。

これは三重野委員もたしかお尋ねだつたと思いますが、お父さんお母さん、それからおじさんおばさん、まあ伯父、叔父、伯母、叔母とか、おじさんはおばさんもいろいろあると思うんですが。それから、自分の奥さんじやない女性が子供を産みますて、その女性を認知したという場合に、お父さんが、はつきり言えば奥さんに内緒で、この子は

○中村銳一君 ただ、勉強のためにもう一つ教えておいていただきたいんです。この契約者、被契約者ですね、この場合に、その当事者において守秘義務とというのは例えば郵政省にはあるわけですか。

もう一遍聞きますが、この契約をしたことはだれにも実は知られたくないんだというふうに契約者が言つた場合に、当事者以外には契約の事実は絶対に漏らさないということになつていますか、法律上は。

○中村銳一君 一年以内ですか。
○政府委員(江川晃正君) 一年以内の自殺です。
二年以内というのは告知義務違反でした。失礼いたしました。一年以内の自殺はいけません。それから亡くなり方も、告知義務違反に当たるようになります。
○中村銳一君 次に、支援事業についてお尋ねいたします。
この交付金十五億四千三百万のうち、この三分野のそれぞれに大体幾らぐらい配分なさるんですか。それで事業団経費は幾らぐらいですか。
○政府委員(江川晃正君) 基本的には十五億円がトータルで三事業に使われるということに考えて

○政府委員(江川晃正君)　国内CP、海外CPと
いう言葉でいろいろ御説明させていただいている
ところでござりますが、海外CPと国内CPとの
対比でござりますので、ちょっとと両方触れさせて
いただきますと、国内CPというのは日本国内で
発行されるCPのことです。海外CPと
いうのはしたがいまして海外で発行されるCPの
ことでございまして、言ってみれば発行地がどこ

私も認知しているんだから、うちの家内には内緒だが保険の契約をしたいという場合は、これは可能なわけですか。

○中村銳一君 それから、この効力の発生でござりますが、保険の契約者が死亡した場合は、新設部分の育英年金六十万ですか、これは保険料は別です。法定代理人のことを尋ねてやつてもら、そこから知れるのは別ですけれども、我々が話すことにに対するチェックですか、守秘義務はございます。

○中村銳一君 どうなんですかね、分けていつたら一件当たりは随分少ない金額になりますね。で事務費というのは四千三百万ほど別にございます。

すから、例えばある一つの郵便局に対する助成金と、それから県全体に対する助成金と、一応の目安みたいなものはあるだろうと思うんですが、それを教えていただけますか。

〔理事及川一夫君退席、委員長着席〕

○政府委員(江川晃正君) プロジェクトがどういふのが出るかまだわかりませんので、一応予測的には、郵便局という単位ではございませんが、一件当たり数万、数十万、まあ大きくても百万ぐらいいかなという大きさのプロジェクトと、例えば県全部で盛り上げてやろうじゃないかという話がありますと、それはもう数百万になるのかもしれませんといふいうぐらいの目安というものは一応持つております。

○中村銳一君 どうなんですかね、これで随分やっぱり現場の皆さん、士気は上がる見えておられま

すか。はつきり言えども、この法律が施行されれば喜ばれると思っておられますか。

それから、予測されるプロジェクトの数とその内容ですね、それは推測で結構ですけれども。

○政府委員(江川晃正君) 最初の御質問の士気が上がるかという趣旨のことのございますが、私は士気は上がると考えております。といいますのは、この案を去年の年末の前から組み上げていきますときに、いろんな郵便局の現場の声、あるいは管理者の声、職員の声を聞きながら、それから同時に市町村長の皆さん方、市町村の皆さん方にも知恵をいただきながらやってまいりましたが、ちょっとそれは相当引き算して聞かなければいけないかもしませんが、それぞれがいい施策だからぜひ実現してくれと言つております。そして、具体的にでき上がってきましたら、あと早く知りたいということいろいろと方々から声も上がってきて、プロジェクトづくりに参加しておりますから、非常に意氣が上がるんじゃないかなと思つております。

どのぐらい出るかということは、非常にアバウトな言い方をしますと、十五億でござりますから、それを四十七都道府県ですから例えれば五十割で割る

と三千万になるわけでございます。一県三千万。と二千万になるわけでございます。一県三千万。大小ありますからそろそろ簡単に申せませんが、一応三千萬と言わせていただきますと、一個が十万円のプロジェクトとしますと三百個できるわけですか。

す、一県で、三、五、十五ですと一万五千件とい

うふうにも数えられますし、百万ということになれば千五百件とも数えられるし、ばらばらでございまますから何とも言えませんが、そういうのを全部トータルすると、二千五百から三千ぐらいは全国

○政府委員(江川晃正君) 一応は考えなければいけないのじやないかと思います。先ほどちよつと

県レベルでやると数百万円の単位になるんじやな

いかと予測的なことを申し上げましたけれども

一プロジェクトで一億、二億を使つてしまったらほかのところへ行かなくなるという配分の平均もござりますから、その意味ではそれなりに上限と

いうものを考える。その上限が、例えば県で一個

のプロジェクトをやるときに数百万からその辺

に使われたのか、これはガラス張りでやっぱり國民に報告しなきやいけないと思います。だから、ODA援助にしても、国民の皆さんの税金使つて開発途上国の皆さんに援助して、それがどのように市町村長の皆さん方、市町村の皆さん方にも知恵をいただきながらやつてまいりましたが、ちょっとそれは相当引き算して聞かなければいけないかもしませんが、それぞれがいい施策だからぜひ実現してくれと言つております。そして、具体的にでき上がってきましたら、あと早く知りたいということいろいろと方々から声も上がってきて、プロジェクトづくりに参加しておりますから、非常に意氣が上がるんじゃないかなと思つております。

○政府委員(江川晃正君) おっしゃるとおりでございまして、後の始末はとても重要なと思います。後の始末は一つの視点からございまして、一つは、こういうおもしろいプロジェクトができることがありますから、そこだけでおさめないで全国あちらにもこちらと反対と、披露目といいましょうか、そのこと

にも活用できるよう、反省会と申しましようか、会と言うとオーバーですが、そういうことが一つありますからそろそろ簡単に申せますが、一応三千万と言わせていただきますと、一個が十万円のプロジェクトとしますと三百個できるわけですか。

もう一つは、今おっしゃいました文字どおり監査という意味での、不正が行われなかつたか、変なことがなかつたかという意味での監査で、我々の今考へている手続におきましても、実施報告書の提出を求めるとか、あるいはそういう報告書を踏まえまして、事業団がプロジェクト団体に対し書面とか実地監査をしてみるとかというようなことは、チェックシステムとしては考へていかなければならないと考えているところでございます。

○中村銳一君 後になつてまたこの委員会でつる山レベルでやると数百万円の単位になるんじやないかと予測的なことを申し上げましたけれども、一プロジェクトで一億、二億を使つてしまったらほかのところへ行かなくなるという配分の平均もござりますから、その意味ではそれなりに上限と

○中村銳一君 助成した後監査、これは例えばODA援助にしても、国民の皆さん税金使つて開発途上国の皆さんに援助して、それがどのように市町村長の皆さん方、市町村の皆さん方にも知恵をいただきながらやつてまいりましたが、ちょっとそれは相当引き算して聞かなければいけないかもしませんが、それぞれがいい施策だからぜひ実現してくれと言つております。そして、具体的にでき上がってきましたら、あと早く知りたいということいろいろと方々から声も上がってきて、プロジェクトづくりに参加しておりますから、非常に意氣が上がるんじゃないかなと思つております。

○政府委員(江川晃正君) おっしゃるとおりでございまして、後の始末はとても重要なと思います。後の始末は一つの視点からございまして、一つは、こうなつてあるわけです。網走刑務所は人気を集めています、それでそれを推奨なさるわけですか、このように印刷物にはつきり印刷して

いる、こう思ひます。だから、伊豆高原に三年前までしたかできただところでござりますが、それが大変人気がよくて、なかなかとれないのが申しわけない実情です。

○政府委員(江川晃正君) 全体としては大変人気がよいなど私たち見ておりまして喜んでいたしまして、たまたまでござりますが、網走簡易保険保養センターの、これは北海道の案内が出ております。これは質問通告しておりますが、網走簡易保険保養センターの、これは北海道の案内が出ておりましたら、「みどころ」本物の流水を展示する流水館の展望台からの眺望は抜群です。流水を間近に見たい人には新しい呼び物である流水観光砕氷船がおすすめです。また近くには「〇〇〇〇点の寒流系の魚族が展示されているオホーツク水族館、網走刑務所などがあり人気を集めています」と、こうなつてあるわけです。網走刑務所は人気を集めています、それでそれを推奨なさるわけですか、このように印刷物にはつきり印刷して

います。それで、どういうふうに申し込みするのかといいますと、六カ月前ということになつておりますと、六カ月前ということがあります。しかし、伊豆高原に三年前でしたかできただところでござりますが、それが大変人気がよくて、なかなかとれないのが申しわけない実情です。

それで、どういうふうに申し込みするのかといいますと、六カ月前ということになつておりますと、六カ月前ということがあります。しかし、伊豆高原に三年前でしたかできただところでござりますが、それが大変人気がよくて、なかなかとれないのが申しわけない実情です。

それから、先生何倍ぐらいかとおっしゃいましたけれども、申しわけありませんが、こぼれた部分についての集計をしてございませんので、何倍とはちよつと今ここで申し上げられる数字を持つております。

○中村銳一君 随分人気のあるところに集中すると思うし、これは本当に利用者の皆さんに喜んで

いただいていると思うんです。私の友人にも随分簡保センターを順番に回りました、ああよかったです。よかつたって、悪い評判聞いたことないわけですね。ですから、これからもそういう点は国民の皆さんに喜んでいただけようがない仕事をしていただきたいと思つんです。

最後に郵政大臣、こういった簡保センターも含めて、国民の皆さんに良質のサービスを提供するということは郵政省がこれまで心がけているらしくやるわけでございますが、例えば簡保センター一つにしても、本日のこの法律改正案にしても、みんなこれ国民のため思つてやっていることですから、その点についての御決意を一言お伺いして私の質問を終わります。

○国務大臣(小泉純一郎君) 簡易保険事業もこれから長寿の福祉社会実現を目指すために大変重要な役割を担っておりますので、いろいろ国民の要望も多様化してきておりますので、その対応等、時代に合うような施策もこれから必要ではないか。福祉社会の一翼を担うという自覚を持ちながらいろいろの施策の充実に努めています。考へております。

○中村錠一君 ありがとうございます私は、実は私の同僚に下村議員という方が二院クラブおりまして、この方が常々福祉の問題につきまして大変熱心にやつております。私はその下村さんの意向と意欲を踏まえまして、ようは質問させていただくわけですが、質問と申しましても、省の意向を確認するということ、あるいは要望などを含めてお話し申し上げたいと思います。質問の通告はしてござりますので簡潔にお答えいただければ結構だと思います。

先ほどからお話を出ておりますかんぽ健康増進支援事業の助成対策として成人病予防などプロジェクトが用意されていると伺っておりますけれども、成人病以外にも、難病患者の支援のためのプロジェクト、例えば加入者の家族に難病者がいる場合、支援のプロジェクトを行ふことは可能か

どうか、この点からまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 場合によってかもしれませんけれども、その場合には、今の仕組みの中で申し上げますと、介護支援事業というのを予定してござります。すなはち、その介護支援事業の中でおっしゃいますような御家族に難病の方がいらっしゃるときの支援プロジェクトというのをもたらします。しかしながら、その辺は具体的なプロジェクトの場で検討させていただくことになります。

○青島幸男君 そのときのときでいろんな方々の御要望があつたり、あるいは示唆があつたりします。そして、適切なものを選んで検討していくんだからそういうことも可能だろうと思いませんけれども、その点の細かい配慮をお願いしたい、こういうことでございます。

次は、我が国で二十万人を超える難病患者が在おりまして、厚生省では医療費負担の軽減とかあるいは医療施設の整備など難病対策を実施していると聞いておりますけれども、国営の簡易保険事業としても、例えば保険に入後発病したような場合、その時点で保険金を支払って医療費などに充てられるような仕組みをつくったら、それはそれでまた非常に有効なんじゃないかという気がしますが、その点についての御意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 結論的に申し上げますと、なかなかアイデアとしておもしろい保険だなといふふうに我々も考えますが、民間の方ではまだやつぱりその辺は提供していないようでございます。

しかし、我々としても、難病やがんなどにかかる場合の医療費の負担のことを考えたりいたしましたと、おっしゃいますように、難病に加えてがんとか心筋梗塞、脳卒中という三大疾病にかかるような場合に保険金を前払いと申しましてよいか、支払う仕組みの商品の検討はしてみなければいけないなというふうに考えていくところでござります。

どうか、この点からまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 私ども身近にも話を聞いたり悩み処していただきたいと思います。

それから、我が国の人口の高齢化が非常に速いスピードで進んでおりまして、二〇〇〇年には六十五歳以上の人口の割合が六人に一人になるんじやないかというようなことを言われております。それともう一つは、高齢化とか核家族化がますます進んでまいりますので、寝たきりとかあるいはひとりきりの老人、病んだ老人ですね。そうからそういうことも可能だうと思いませんけれども、その点の細かい配慮をお願いしたい、こういうことでございます。

次は、我が国で二十万人を超える難病患者が在おりまして、厚生省では医療費負担の軽減とかあるいは医療施設の整備など難病対策を実施していると聞いておりますけれども、国営の簡易保険事業としても、例え保険に入後発病したような場合、その時点で保険金を支払って医療費などに充てられるような仕組みをつくったら、それはそれでまた非常に有効なんじゃないかという気がしますが、その点についての御意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) おっしゃいますように、事業としても、例え保険に入後発病したような場合、その時点で保険金を支払って医療費などに充てられるような仕組みをつくったら、それはそれでまた非常に有効なんじゃないかという気がしますが、その点についての御意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) おっしゃいますように、簡易保険におきましては、長寿社会に対応する商品として、昭和六十三年から、寝たきりなどの常時介護をする身体障害の状態が継続した場合に保険金を支払うという、介護保険というのを発売いたしております。現在その保有残高は一万件ぐらいございます。

この介護保険に付加することにより、一体的に介護保険の充実を図るために、要介護状態になつた場合に保険金を支払う特約というのも発売しているところでございます。先生おっしゃいます新しい意味での介護保険というのは、国の高齢化社会対策の中でも寝たきり老人とか介護問題というのは重要な策として提起されておりますので、我々国営の簡易保険としましてもこの方向に沿った施策の展開が求められていると考えております。簡易保険事業の展開に当たりましては、寝たきり老人とか痴呆性の老人の数が増加して介護保険サービスに対するニーズの増大が予想されますので、今後とも介護保険の普及とサービス内容の充

実に努力してまいりたいと考えております。

○政府委員(江川晃正君) 私ども身近にも話を聞いたり悩みを訴えられたりしているので、非常に深刻な問題になっていることはどなたも御承知だと思います。

そこで、特別の御配慮をお願いしたいと思います。も、いわゆる小人病といふんですか、成長がとまるまま大きくならないという、原因は遺伝と/or ホルモンの異常などが挙げられているようですが、厳密には原因が不明なんですね。しかし実際の生活の上では、難病というような感じではなくて、生活には支障を来さないし、健常者と同じように健康に過ごしておられるということもあります。

もう、素人考えでは難病なのか何だと判定がしにくいけれど、しかし、御家族や御本人にとってみれば大変な苦痛なんでしょう。

そういう明確には病人と言えない、あるいは生命に即座に危険がないというような格好でも、そのことのために大変苦痛をしょっていらっしゃるという方のために、何かこれを救済するための保険ができるものだらうかというような考え方を持つている方もおいでになるんですけども、その辺も事細かに配慮していただきたいという要望があるんですが、その点いかがでしようか。

○政府委員(江川晃正君) 保険の視点から、アクトュアリーといふ方に言つておりますけれども、数理の方からいきますと、今先生おっしゃいました軟骨異常養症、いわゆる小人症と申します。そういうか、そこを対象にした保険というのを組み立てる場合に、言葉は不正確で恐縮でございますが、いわゆる母数が少ないのかもしれません。それがございまます。生保業としての商品設計の可能性というのは、開発上結構難しいというのが数理担当する者の見方でございます。そういう難しさはございますが、生命保険としての商品設計の可能性というよう観点からも、今後の研究課題とはしていかなければいけないかなと思って

紹介議員 野村 五男君
この請願の趣旨は、第一三一五号と同じである。

第三二九号 平成五年五月十九日受理
すべての車いす常用者が使用可能な電話ボックスの整備に関する請願

請願者 神戸市西区森友三ノ一五 中島徹

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第一三一五号と同じである。

第三三二一号 平成五年五月十九日受理

すべての車いす常用者が使用可能な電話ボックスの整備に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森字堤内六

○ノ一 岡崎章

この請願の趣旨は、第一三一五号と同じである。

紹介議員 吉川 博君

		第八号中正誤	
		ページ	段行
四	三	かねり	懸念
六	四	からり	懸命
七	三	かねり	初めて
一〇	二	からり	始めて
一一	一	からり	きょうから
一二	一	からり	きょうから
一三	一	からり	併存状態
一四	一	からり	併存状態
一五	一	からり	ずっと
一六	一	からり	ずっと
一七	一	からり	多うでございま
一八	一	からり	多うでございま
一九	一	なれている	新しいものつ
二〇	一	なれている	くつて新しいものをつ
議公明党・国民会	再会	再開	くつて新しいものをつ
議公明党・国民会	全銀行	全銀協	なされている